

# 商業簿記教科書

高等商業學校教官佐野善作著

東京 同文館藏版





## 自序

實業教育の事一日も忽諸に附す可からざる素より論なし然れとも之か普及を圖り以て其効果を收めむと欲せば完全なる教育の具を備へずは能はず、輒近我邦諸般の事物漸く其實蹟を擧ぐるに隨伴して實業教育の事亦其面目を革新し近來大に見る可きものあるに至れりと雖も常に予輩をして隔靴搔痒の感あらしむるものは適當なる書籍未だ甚だ備はらざるの一事なりとす、頃者我校教務の任に膺る者數名大に之を憂ひ各々其擔任する所の學科に就き簡易なる商業書を著はし以て我中等商業教育の爲め幾分の裨益を計らむとの舉あり、余淺學不才固より先進諸家と伍して其編著に加はるの資格を有する者に非すと雖も亦夙に此道に志す者乃ち自ら



奮勵して商業簿記の編纂を擔當し去月始めて其稿を起す然るに未だ中ならずして文部大臣より英米留學の恩命に接し爾來研鑽編纂に違あらず草々稿を脱す已にして之を通讀するに其組織其例題往々意に適せざるものあり因て暫らく之を筐底に藏し以て歸朝の後を期せんと欲す會々友人某氏來訪し之を見て目下善良なる簿記書の欠乏を説き百方梓に上せんことを勧誘し且つ曰く進んで之が淨書及ひ植字校正の任に當らむと余再考終に其言を納れ歸朝の後更に訂正増補せむことを期し茲に之を公にするに至れり若夫れ本書にて幸に前掲の目的に適ひ我邦中等商業教育の爲め幾分の裨益を與ふるを得ば余か幸更に之より甚しきは無し

明治三十年七月中旬

於高等商業學校

佐野善作識

## 凡例

一本書は講習の便を計り分て第一學期第二學期第三學期の三部と爲し第一學期に於ては簿記一斑の志想を得せしむるの目的を以て其最も普通なる事項を概説し第二學期に於ては専ら簿記計算の心隨たる諸般の勘定細目に亘り第三學期に於ては主として所修の事項を帳簿に就き實地に應用せしめむことを期し兼て帳簿組立法を説けり

一本書は簿記に必要な字句ある毎に之か英語を挿入せり然れども彼我名稱上全然同一なる能はずして適當の譯字を見出すこと能はざるものは故に之を略せり

一第二學期中手形小切手の説明の如きは務めて平易通俗を旨として記述したるも尙法理に馳し簿記の分界を破りたるの觀なき能はず之れ手形小切手の如きは今日商業社會に普く流通し大抵の取引之と關係を有せざるものなく主簿者たるべき者多少之か法律上の智識を具へされば以て會計を完全に處



理すること能はざるを慮りてなり  
 一本書掲ぐる所の例題中物價の如きは最近數年の平均を標準としたるものにして往々目今の相場に適合せざるものあり之れ商品により或る特種の事情の爲めに一時目下の相場を現はすものあるか故に必しも目今の相場に従ひ難きものあるを以てなり讀者夫れ之を諒せよ  
 一本書卷尾に掲ぐる所の英文は「カーター」氏簿記書中より抜粹したるものにして保險業務海送業務等の帳簿を示し併せて讀者をして英文記帳の体裁を會得せしめむか爲めなり

## 商業簿記教科書目次

### 第壹編 第壹學期

第壹章	總論——定義——目的——用途——種別——沿革……………	一——八丁
第貳章	簿記計算原素——取引——準取引——物——價值——表（交換の目的物）——交換——九様交換及其表……………	九——二〇丁
第參章	貸借及ひ仕譯——貸借——「マール」ス氏七原則——貸借應用の二原則——勘定科目及其表——貸借仕譯——仕譯の通則——仕譯の種類二二……………	二九丁
第四章	勘定科目の定則——有形勘定——金銀——商品——不動産——受取手形——支拂手形——公債證書——株券——無形勘定——人名——貸付金——借用金——資本主——損益……………	三〇——三六丁
第五章	貸借仕譯の練習——例題……………	三七——四二丁
第六章	帳簿——主要簿——補助簿——表（會計帳簿）——日記帳——仕譯帳——元帳——其各の記入法——日記帳、仕譯帳及元帳各雛形——	一



記帳上の心得——保存上の心得……………四三——五三丁

第七章 主要帳記入の練習——例題——日記帳——仕譯帳——元帳……………五四——七〇丁

第八章 諸表——試算表——商品棚卸表——資産負債表——損益表——財  
産目録——評價法……………七一——八二丁

第九章 元帳結算——結算期——大陸法——亞米利加法——平常結算——  
閉業結算——決算の順序——帳簿——元帳(平常結算記入濟)附録

越試算表——元帳(閉業結算記入濟)……………八三——九九丁

第十章 商業帳簿に關する法規——商業帳簿——有罪破産——英法——米  
法——佛法——獨法……………一〇〇——一〇八丁

第十壹章 開業の種類及事業の結果——開業三類の區別——事業の結果十三  
類の變化……………一〇九——一二丁

### 第貳編 第貳學期

勘定科目の分類及其表……………一一二——一一五丁

資産負債に屬する勘定——有形——金錢——紙幣——金錢と同視するもの

物品——商品——未着商品——積送品——委托品——什器——貯藏

品——資産として取扱ふ場合——不動産——評價法——修繕費——遞減

價額算定法——地所の評價——信用證券及其表——金錢代表證券——

公債證券——大藏省證券——國債との差異——株券——株金應募記帳式

——社債券——株券との差異……………一一六——一三三丁

手形——約束手形——爲替手形——振出のと——爲替手形雛形——約束

手形雛形——振出記帳式——裏書——方法——指圖式——白地式——代

理式——擔保式——裏書——記帳式——引受——引受記帳式——榮譽引

受——榮譽引受記帳式——保證——支拂——支拂記帳式——榮譽支拂記

帳式——償還請求——償還請求記帳式——拒証書——戻爲替……………一三三——一五二丁

小切手——振出——雛形——裏書——引受——仕拂——償還請求——其各

の場合に於ける記帳式……………一五一——一五六丁

物品代表證券——庫預り券——各雛形——各記帳式——運送狀及船積證書

——記帳式——船積證書雛形……………一五七——一六四丁



無形價——無形の財産——金錢貸借——普通貸借——貸付金及借用金——  
 期限過貸付金——滯貸金——帳簿上の貸借——普通貸借との差——人名  
 勘定——諸向貸借勘定——預金——預り金勘定——當預金——定期預金  
 ——特別預金——資本金——記帳式——個人——合名會社——合資會社  
 ——株式會社——支店——期末結算記帳式——純益——純損——積立金  
 ——未決算勘定……………一六五—一八二丁  
 損益に屬する勘定——勤勞——有價物の効用——不測の出來事——損益勘  
 定分類の標準——損益の繰越……………一八二—一八六丁  
 積送品——委托品及組合商品——積送品——記帳式——日記帳雛形——仕  
 譯帳雛形——委托品——記帳式——日記帳雛形——仕譯帳雛形——買付  
 委托——記帳式——組合商品——記帳式——第一法——第二法——第三  
 法——組合商業の第二例——組合約束の第三例——組合約束第四例……………一八七—二二三丁

### 第三編 第三學期

帳簿の組織及記入法——主要帳——補助帳——金錢出納帳——商品仕入帳

——商品賣上帳——手形帳……………二二五—二二七丁

第一例題——仕譯日記帳——現金出納帳——商品仕入帳——手形帳——元  
 帳(結算濟)の各雛形——精算表——財産目錄……………二二八—二四八丁

第二例題——第二組織——第一組織との差異——例題——仕譯日記帳——  
 現金出納帳——元帳……………二四九—二七六丁

第三組織——第二組織との差異——例題——仕譯日記帳——現金出納帳  
 ——商品仕入帳——商品賣上帳——元帳……………二七七—二九〇丁

六桁仕譯帳——雛形——現金及當坐預金出納帳——雛形——商品賣買帳  
 ——雛形……………二九一—三〇二丁

單式簿記——複式と異なる要點——單式簿記の帳簿——日記帳——元帳  
 ——金錢出納帳——手形帳——殘高表——金錢出納帳雛形——日記帳  
 雛形——元帳雛形——殘高表雛形——單複變換の法……………三〇四—三一五丁



六

APPENDIX:— From F. Haynee Carter's "Practical Book-Keeping."  
 Chapter I. Life Assurance Company's Books.....1  
 " II. A Shipping Company's Book—Journal—Inward and Outward  
 manifest—balance-sheet—Form of share Ledger.....8  
 " III. The "Cost Book" system for Mines, Quarries.....20  
 Abstract of "cost book."

目次終

商業簿記教科書

佐野善作著

第壹編 第壹學期

第一章 總論

第六 定義 簿記 Book-keeping とは會計の學にして其帳簿の組織及び記入の方法を講究する所のものなり會計とは財産の收支顛末即ち増減變化の始末を明瞭に計算處理することの謂にして帳簿とは其會計顛末の記録なり

世の學者間に簿記は學問なりと云ふ者と否な學問に非ず技術なりと主張する者どあり孰れか可なるやとの問題はなり余は其の孰れにも左袒する者に非ずして二者共に不通の議論なりとして排斥する者なり請ふ其理由を述べ



夫れ學あれば必ず術あり而して術あれば亦必ず其原理を攻究するの學なく  
むばわらず然れども學は術に非ず術亦學に非るなり蓋し學とは事物の原理を  
討究し術とは其原理を百般の事項に適用するものなり夫れ此の如く學は常に  
不動的にして事物の本性及び其作用に關する原則を知るを以て其目的とし術  
は常に變動的にして其原理法則を照察し之を特殊の事柄に適應せしめ以て其  
作用を明察ならしむ故に凡そ如何なる學科と雖も必ず其原理應用の二者を具  
備せずむばわらず簿記に於ても豈亦然らざるを得んや世人の學なり術なりと  
の爭論は蓋し不通の僻論と謂はざるを得ざるなり  
右述ふるが如くなる故に簿記に亦所謂簿記學と稱するものと簿記法と稱す  
るものとの二別を生ず更に之を説明すれば前者は出納勘定の由て生ずる所の  
原則及び帳簿上勘定整理の法則を研究する所の學にして後者は其原則を實務  
に應用して出納取引の實績を表示明白ならしむる所の術なり  
今尙は左に歐米諸大家の定義二三を掲載し以て更に其意義を明かにせむ  
「ペーブルス」氏は曰く簿記とは會計の學問及び之か記録を整齊ならしむる所の

術にして吾人財務の現況を簡明ならしむるものなりと

「フライアント」及び「ストラトン」の二氏は曰く簿記學とは價格の交換より生ず  
る諸般の勘定を説明する所の學問なりと價格の交換なる意義は後章の説明を  
参照すべし

「ローラー」氏は曰く簿記法とは日々起る所の取引を順序を追ひ重複を避け適  
理明白に記録する所の術なりと

「メーヒュー」氏は曰く簿記法とは商人又は其他の者の取引を記録する所の術に  
して何時たりとも身代の現況即ち貸借の有様及び損益の原由金額を瞭然指示  
する様帳簿上に記録する方法を講ずるものなりと

第二 目的 「フスター」氏謂らく簿記の目的は整齊且つ明瞭に身代の當初よ  
り其進行及び現在の情況を表示するに在り故に帳簿は常に勘定を正確に寫  
すのみならず同時に事業の歴史的統計を示し直接又は間接に將來財務の進歩  
を助け損害を未然に防ぎ以て經濟の方針を與ふるの要具となるものなり

第三 用途 夫れ世間凡百の事業財理に關係なきもの殆んど之なし故に其



官たり農たり工たり商たるを論せず苟も一種の事業を經營整理するには皆簿記の力に藉らざるべからず果して然らば大は國家財政の衝に當る者より小は個人に至る迄能く之に通曉せされば其不利誠に少小に非るべし特に貨物の賣買交換を以て其業とし日常金錢有價物の收支最も頻繁なる商業者にありては最も然りとせず博士ジョンソン氏謂へるあり會計帳簿整理の方法を知らざる者をして商業に従事せしむるは最も不可なり天性如何に穎敏にして技倆衆に優るも他の才能は以て此道の不足を補ふに足らざることを忘るべからずと

第四種別 上述せしか如く簿記の本旨は汎く會計を記録整齊するにあれば苟くも一種の事業を經營整理するには必ずや簿記の力を藉らざるを得ざるか故に其範圍も亦極めて廣く事業の區別を以て直ちに簿記の區別となすを得べし今世上の區別に隨ひ其主要なるものを舉れば官廳簿記商業簿記工業簿記農業簿記銀行簿記鐵道簿記其他個人の活計を録する家計簿記等あり而して是等の諸簿記は其名を異にするか如く皆其應用する所を同くせずと雖も其原理法則に至りては素より差異あることなし

事業上の區分に非ずして茲に一の緊要なる區別あり即ち帳簿整理の方法より出づる區別にして單式復式の二別是なり單式は我國在來の帳簿の如きものにして其記入簡單なれども其組織拙劣なり故に或種の會計の外汎く用ゆべきに非ず之に反して複式は組織最も巧妙にして會計を完全に整理すべき唯一の良法なり故に本書は専ら複式を學習し單式に係る記入法等は後章少しく之を記するのみ蓋し複式に於て記帳法を修得したる者は單式の記帳に預るも自ら其活用自在なるを覺ゆべし

第五沿革 簿記の起る其由來する所遠く其源頗る昏晦或は大古印度のバニヤン人に發せりと云ひ或は古代亞拉比亞人既に之を知れりと云ひ又或は希臘羅馬の旺なりし頃諸種の計算に用ゐられたりと云ひ其濫觴未だ詳かならずと雖も之を諸家の歴史に徴するに中世以太利に於て初めて具備したるを明なり當時以太利市府就中ベニス府に於ては代數學頻りに學習せられ所謂複式簿記は實に此學より胚胎せりと云ふ而して當時東印度の貿易以太利に集中するや他方の人民は往々以太利商家に就て各種の簡便なる計算法及び簿記の術を



傳習せしなり

簿記書著述者の鼻祖は十五世紀の終に於て有名なる以太利の數學家リウカス、ジ、バルゴ<sup>1</sup>氏なり氏に繼て最も古きは日耳曼のゴットリーブ<sup>2</sup>氏にして千五百三十一年一書を出版せり英國に於ては千五百四十二年ヒッグ、オールドカッスル<sup>3</sup>氏龍動に於て始めて一書を印行せり之を英國最古の簿記書となす佛國に於ては千六百二年或は千六百七年シモンヌチーブン<sup>4</sup>氏の出版に係るものを嚆矢とす

千五百八十九年英人メルリス<sup>5</sup>氏カッスル<sup>6</sup>氏の著書を増補し龍動に於て一書を出し千五百九十六年和蘭人ニコラス、ベイトリース<sup>7</sup>氏アムスターダム<sup>8</sup>府に於て一書を刊行し尋て千六百五十二年英人ジョンコリンズ<sup>9</sup>氏亦一書を著はし名けてアン、イントロダクシヨン、ツ、マ、チヤント、アッカウントと稱す本書は實に英國簿記書の泰斗なり爾來簿記書相踵て梓に上りチャイレレスポットン<sup>10</sup>氏、マルコルム<sup>11</sup>氏、ジョンメーヤ<sup>12</sup>氏、ト、ブソン<sup>13</sup>氏及ひベンジャミンブリス<sup>14</sup>氏等の著書は其最も名あるものなり就中ブリス<sup>15</sup>氏の著書エ、コムブリード、システム、オブ、ブックキ

ーピング<sup>16</sup>は千七百八十九年の出版に係り其所說周到にして大に以太利簿記の面目を更新せり世に氏を稱して以太利派中興の法主と云ふ氏に嗣て起る者を「ウイクス」<sup>17</sup>シレス<sup>18</sup>の二氏と爲す

千七百九十六年英國「プリストル」<sup>19</sup>の人エドワード、デー、ジョンズ<sup>20</sup>氏新式の一書を著はし盛に以太利法の不完全なるを攻撃せり世に之を英吉利派簿記法の始祖と云ふ爾來以太利派及ひ英吉利派の得失社會の一大議論となり甲難乙駁殆ど底止する所を知らず是時に當り「ミル」<sup>21</sup>氏出て一刀兩斷英派の非なるを證論し兩派の爭論漸く鎮靜せり是れ複式の凱旋として世に知らるゝ所のものなり

複式の凱旋後「ケリー」<sup>22</sup>「ローライン」<sup>23</sup>「ホットン」<sup>24</sup>等の學士輩出し爾來簿記の繁盛昔日に倍蓰するに至り終に今日の全盛を致せり頃者又以太利に一新學派起り其新式簿記を名けてロジスモグラフィ<sup>25</sup>と稱し以太利高等商業學校に於て之を教授すと云ふ之を要するに簿記は其起原最も久しと雖も而も其實際に行はれ商業社會の秩序を保ち克く偉大の功を奏するに至りしは實に十九世紀の初とす



然而晩近百年の進歩は實に驚く可きものにして世界何れの國に於けるも伊法の複式行はれざるものなきに至れり吁亦盛ならずや之を簿記の略沿革と爲す

### 第二章 簿記計算の原素

簿記計算  
原素

取引

准取引

總論に於て既に述べたる如く簿記とは財産の收支に關する原則及び之か計算處理の方法を講し其顛末を記録するの道を學ぶものなれば凡そ何事に拘らず苟も財産の増減若くは變化に係る事件は悉く之を記録する帳簿上に現はるべきものとす之を簿記計算の原素と云ふ

簿記計算の原素は其性質上之を區別して取引 Transaction 及び准取引 Quasi transaction の二と爲す取引とは通貨の名稱を以て價の分量を示したる物と物との有意的交換にして准取引とは凡て財産の自然的増減變化に係る事件を總稱す例へば金若干圓を以て商品を買入れたるか如き定額の利子を拂ふの約束にて金員を借入れたるか如き又人の爲め或事を爲し之に對して若干の手数料を得たるか如きは皆取引にして火災の爲め家屋の燒失海難の爲め船舶貨物の喪失損害其他所有物價格の自然的騰落の如きは皆所謂准取引に屬するが如し右述ふるが如く簿記計算の原素は取引及び准取引の二なりと雖も所謂准取



引なるものは只説明の便を計り假設したる字句にして其性質に至りては矢張通貨を以て價の分量を示したる物と物との一種の交換に過ぎずして只其交換の相手たる物か常に不意に生ずる損又は益たるの差別あるのみ故に以下之を區別せず

今や更に委しく取引の意義を講究せむか爲め之か定義を形成する所の物價値及び交換の諸項に就て順次之を説明せむ

第一、物 茲に所謂物とは有形無形を問はず總て價を有し交換の目的物たるべきものを總稱す言を換へて之を言へば物とは吾人以外に成立する有形の有價物及び權利其他吾人以内に成立すると認め得べき吾人の才智技能の如き無形の有價物にして交換の目的物となるべきものを包含するものなり但し後者は一たび其作用を爲し交換の目的物とならざれば價を有するを能はざるや勿論なり

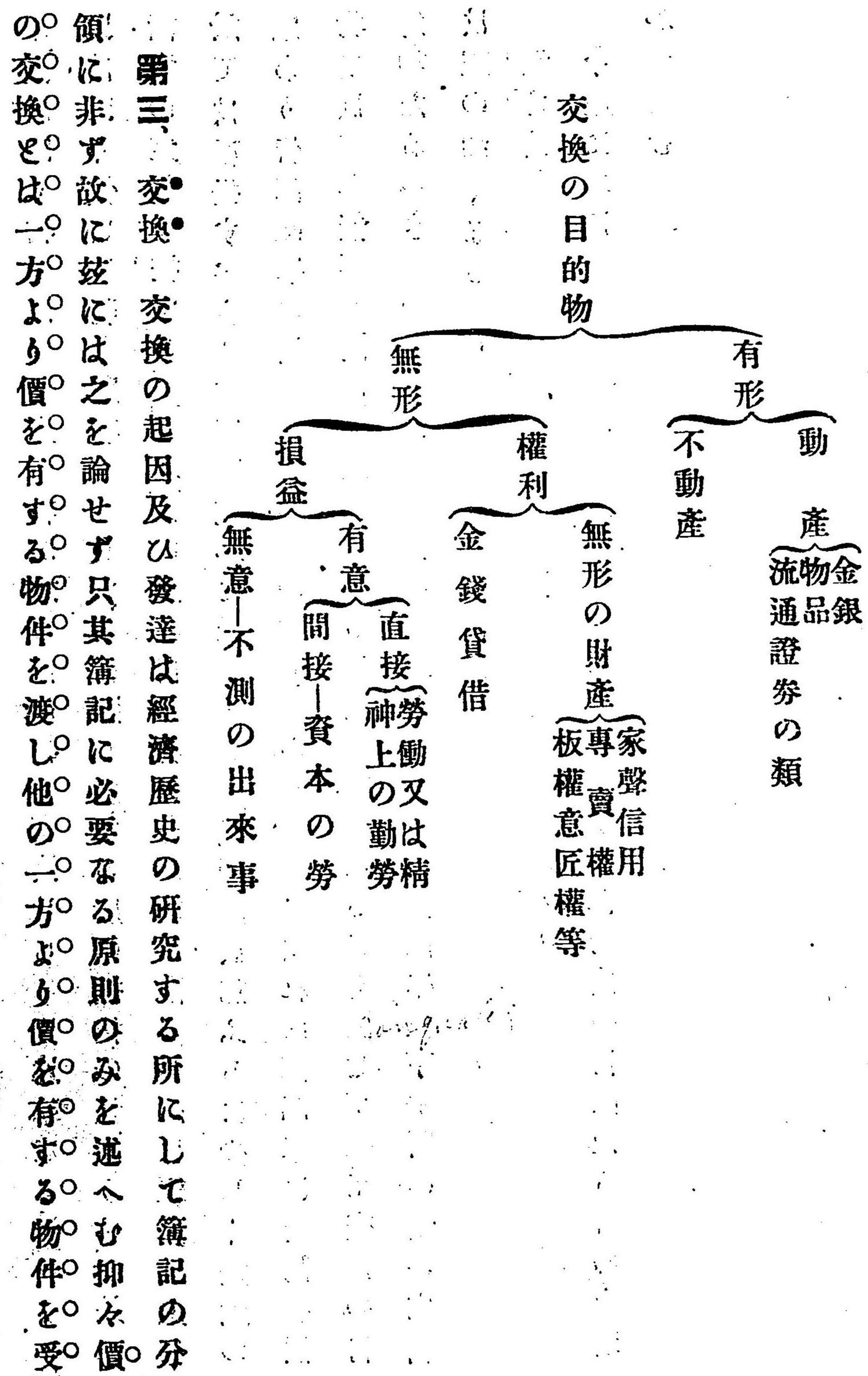
第二、價値 價値なる語は碩學アリストートル氏の言の如く常に他の物と相對比して用ゐらるゝ語にして諸家各其定義を同ふせずジョン、スチュワート、ミ

ル氏は曰く物の價とは或る物が或る他の物と交換せらるゝ比準なりと「ケリー」氏は曰く價とは物を所有せむとするに際し感ずる所の抵抗の量なりと今是等諸家の定義を按ずるに「ミル」氏の説は自ら物を有形物に限るか故に經濟學上に於ては稱揚すべきも其範圍狭小に過ぎ「ケリー」氏の説は加ふるに少しく迂遠の感あり皆簿記學に於て採るべきの定義にあらず何となれば簿記學に所謂有價物とは有形無形を問はず其物体なると勤勞權利なるとを論せず總て交換の目的物たるべきものを包含すればなり之を要するに簿記學上下す所の價の定義は左の如くなるべし

價とは有形無形を問はず物と物との交換の比準なり

今左に更に一表を掲げ以て簿記學上價を有すべき交換の目的たるものを明かにせむ

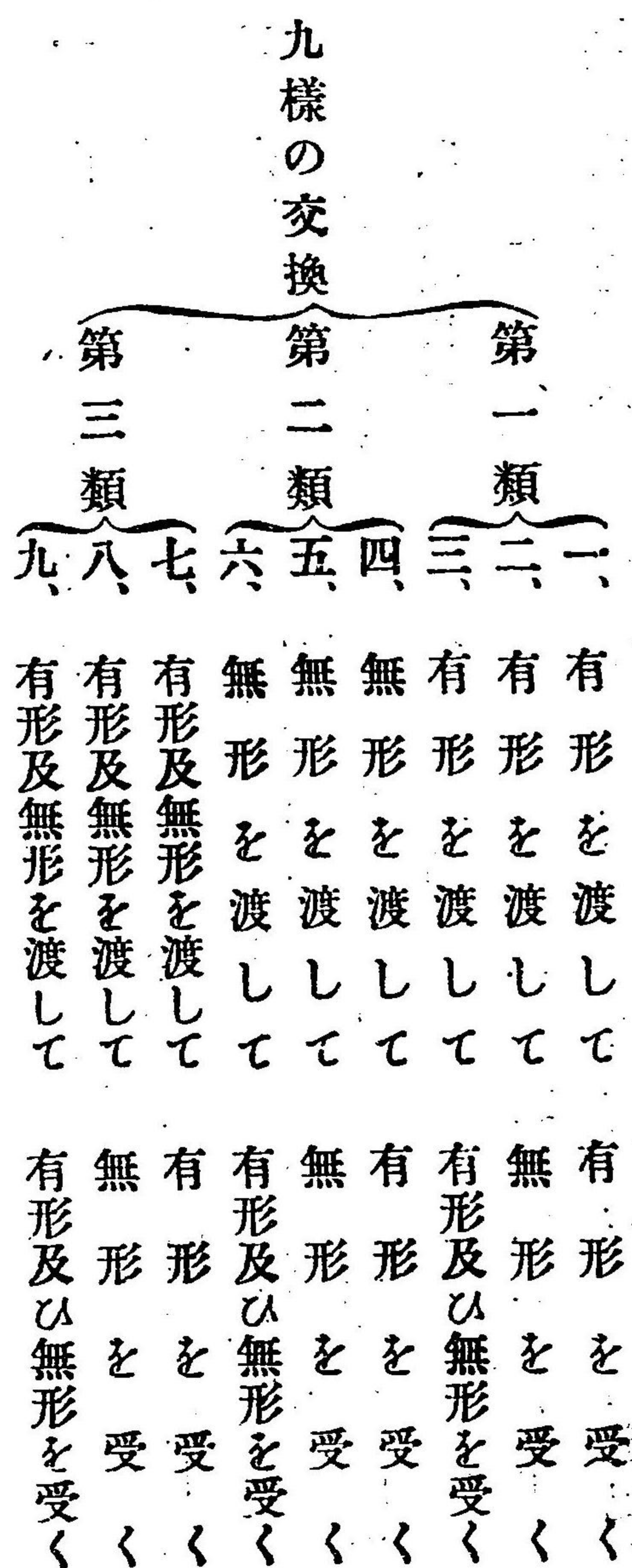




第三、交換の起因及び發達は經濟歴史の研究する所にして簿記の分領に非ず故に茲には之を論せず只其簿記に必要な原則のみを述べむ抑々價の交換とは一方より價を有する物件を渡し他の一方より價を有する物件を受

く〇の謂にして經濟上價の交換に就ては天文學上力の交換を支配する所の原則存在すると同理に茲に一の原則ありて存す即ち均一交換 Co-equality の原則にして交換の釣合は常に受くる物と渡す物と相互に均一なる價の分量を以てするを是なり

前段に説明せる如く價を有する物件は之を有形無形の二種に大別して今其交換の種類を數ふれば左の九様の交換を案出するを得べし



更に例を擧げて右九様の交換を説明せむ



第一類

一、商品を現金にて買入る此代金參百圓也

(受) 商品(有形) 300— (渡) 現金(有形) 300—

二、倉庫會社へ本月分庫敷料金五拾圓現金にて仕拂ふ

(受) 庫敷料(倉庫の券...無形) 50— (渡) 現金(有形) 50—

某に掛にて商品を賣渡す此代金百圓也

(受) 權利(無形) 100— (渡) 商品(有形) 100—

三、商品を買入れ代金貳百圓及び仲立人手數料金拾圓を現金にて支拂ふ

(受) 商品(有形) 200— (渡) 現金(有形) 210—

手数料(勤勞...無形) 10—

某に商品を賣渡し代金參百圓の内金貳百圓現金にて受取殘額を掛とす

(受) 現金(有形) 200— (渡) 商品(有形) 300—  
(受) 權利(無形) 100—

第二類

四、某の爲め商品を賣捌き其手數として金五拾圓現金にて受取る

(受) 現金(有形) 50— (渡) 手数料(勤勞...無形) 50—

某より商品を掛にて買入る代金五百圓也

(受) 商品(有形) 500— (渡) 權利(無形) 500—

五、支拂ふべき利子金五拾圓を受取るべき手数料金五拾圓とを相殺す

(受) 利子(資本の券...無形) 50— (渡) 現金(有形) 50—

(三) 現金(有形) 50— (一) 手数料(勤勞...無形) 50—

双方より全額の現金を支拂ふことなるか故に互に差引を爲し直ちに

(受) 利子(無形) 50— (渡) 手数料(無形) 50—

と爲せば無形と無形との交換と爲る

手代某に支拂ふべき本月分給料金五拾圓本人の望により年末迄預り置く

(受) 給料(勤勞...無形) 50— (渡) 權利(無形) 50—



貨物を保険し保険料金拾圓月末受取の約定を結ぶ

(受) 壽料(無形) 10— (渡) 保費料(勤勞...無形) 10—

六、 某より本月分店貸金百圓の内金五十圓現金にて受取り残額は來月受取の約束を爲す

(受) 現金(有形) 50— (渡) 店貸(資本の勞...無形) 100—  
(受) 壽料(無形) 50—

某より金五百圓借用の約を結び證書を差入れ本日内金參百圓現金にて受取り残金は來何日受取の約を爲す

(受) 現金(有形) 300— (渡) 權利(無形) 500—  
(受) 權利(無形) 200—

某仲買人に買付を委託したる商品到達す商品代金五百圓買付手数料金貳拾五圓合計金五百貳拾五圓未済

(受) 商品(有形) 500— (渡) 權利(無形) 525—  
(受) 手数料(勤勞...無形) 25—

第三類

七、 元價貳百圓の商品を金貳百五十拾圓にて賣渡し代金現金にて受取る

(受) 現金(有形) 250— (渡) 商品(有形) 200—  
(渡) 利(無形) 50—

某より商品を買入れ代金五百圓の内金四百圓現金にて支拂ひ残額を掛とす

(受) 商品(有形) 500— (渡) 現金(有形) 400—  
(渡) 權利(無形) 100—

八、 某に支拂ふべき利子金百圓の内金八拾圓現金にて支拂ひ残額は來月支拂の約束を爲す

(受) 利子(資本の勞...無形) 100— (渡) 現金(有形) 80—  
(渡) 權利(無形) 20—

某より買付委託を受けたる商品を買付積送る代金壹千圓當方手数料百圓合計金千百圓也未済

任 被 保 者



(受) 權利無形 1100 (渡) 買付委託品(有形) 1000—  
 手数料(勤勞)無形 100—

九、元價金壹千圓の商品を壹千貳百圓にて賣渡し代金の内金壹千圓手形にて受取り殘金を掛とす

(受) 手形(有形) 1000— (渡) 商品(有形) 1000—  
 (受) 權利無形 200— (渡) 利益無形 200—

某に元價五百圓の商品を三十日目拂の約束にて六百圓にて賣渡したるに直ちに現金にて支拂はれたるに付内金拾圓割引を爲す

(受) 現金(有形) 590— (渡) 商品(有形) 500—  
 (受) 割引(資本)無形 10— (渡) 利益無形 100—

以上の例題に依りて見るときは各取引毎に受渡の金額皆等し去れば何度取引を重ねるも双方の和は必ず相平均すべきや明白なり是れ即ち均一交換なり然而して交換上受けたる有形よりも渡したる有形の方多きか又は少なき場合に於て其差額たる無形の後に至り再び價を生すべきものは權利となり其時

限りにて終り再び價を生せざるものは損益となる即ち受たる無形價は權利又は損失を示し渡したる無形價は義務(先方の權利)又は利益を示すなり

今や本章を終るに臨み尙一言注意すべきは凡そ簿記計算に入るべきものは必ず自己の所有權に關係を有すべきものにして自己の所有權に關係なきものは簿記計算に關係を有せざること是なり何となれば會計は財産の増減變化の顛末を計算處理するものにして財産の増減變化とは我所有する所のもの、収支變動を意味すればなり例へば人に我所有の家屋を貸したる場合の如き其家屋の所有權は依然として吾にありて貸したるが故に其所有權借主に移らず亦他人より物品を借入れたる場合の如きも其所有權決して吾に移らず故に簿記計算に關係を有するものに非ずして只其貸借の報償として若干の金錢を授受したるときは其授受したる金額のみ簿記計算に關係を有するものとす何となれば此場合に於ける取引は家屋又は物品の勤勞と金錢との交換にして家屋物品其物と金錢との交換にあらざればなり然れども金錢の貸借にありては其貸借の關係を生ずると同時に其所有權借主に移轉するが故に物品不動産等の場



合、ど、異、なり、當、然、簿、記、計、算、に、關、係、を、有、す、蓋、し、物、品、の、貸、借、に、あ、り、て、は、必、す、其、借、り、  
た、る、所、の、其、物、を、返、却、せ、さ、る、べ、か、ら、さ、る、も、金、錢、の、貸、借、に、あ、り、て、は、然、ら、ず、し、て、同、  
價、同、量、の、も、の、を、返、却、せ、ば、決、し、て、其、初、め、に、借、り、た、る、其、物、を、返、却、す、る、に、及、ば、さ、る、  
な、り

### 第三章 貸借及び仕譯

貸借

凡そ物を貸すとは都て一方に之を借るものあるにより成立し物を借るとは  
都て之を貸すものあるによりて起る故に貸借 Debit and Credit の二者は毎に必  
ず相對立するものにして決して獨立して成立するものに非ず例之は今甲が金  
壹千圓を乙に貸さば甲の方にありては貸乙の方にありては借にして甲乙雙方  
相對峙して以て貸借の關係を生ずるが如し簿記に於て用ゆる所の貸借は普通  
所謂貸借とは少しく其應用の範圍を異にすれども其毎に相對立せされば成立  
せざるの理に至りては亦素より差異あるべからず

簿記に於ける貸借は其基礎を價格の交換上に樹立するものにして其語は普  
通の意義の如く單に人類間の貸借を示すのみに止まらず何にても苟も交換の  
目的物たるものには其無形たるも有形たるものに論なく皆適用せらるゝなり言  
を換へて之を謂へば凡そ物を交換するときは必ず其交換せられたる雙方の物  
に貸又は借なる語を應用し以て其勘定を處理するものとす



右述ふるが如く簿記學上に於ては人類事物の別なく貸借なる語を應用することなれば人に非る物に貸借の關係を有せしむるは少しく奇異の感なきに非ずと雖も其は只事物をも亦人の如く見立て、其働を附與したるに過ぎざるなり例之は今金壹千圓を以て商品を買入れたりとせむ乎金錢と商品との二者を人類と見做し吾營業者たる者其中間に立ち現金なる人より壹千圓の價を借受け之を商品なる人に貸し渡したりと見るべし即ち他日金壹千圓の價を生すべき義務を此商品なる人に負はしめ全時に他日金壹千圓を請求し得べき權利を現金なる人に付與したるなり言を換へて之を謂へば現金は貸主にして商品は借主なり而して若し後日之を賣却するに當り原價と同價に賣捌きたるときは論なきも原價より高價に賣れたるときは之れ恰も貸金に利息を加へて取戻したるに均しく之に反して安く捌きたるときは貸金の一部貸倒れとなり其丈損毫を蒙りたると同一理なり

又營業費用金壹百圓を仕拂ひたるときは營業費を人と見做して之に其丈の金員を貸渡したりとし全時に現金を人と見做し之より其丈の借金を爲したり

と解すべし即ち現金は貸主にして營業費は借主なり又人の爲めに或る事を成し夫に對して金五拾圓を受けたりとせむ乎前と同理にて現金は借主にして勤勞は貸主なり然而して營業費用及び勤勞等は其性質素と無形にして其價を生し取引交換の主物となるの時は既に其働を終了し商品其他の有形物若くは債權債務等の無形價の如く引續き其働を保續することなく交換結了するや否や即座に消滅し再び價を生することなし去れば前章にも述べたるか如く是等のものは皆損益に屬すべきものにして之を受けたるときは損となり之を渡したるときは益となり而して後來に引續き關係を有するものに非ず恰も之れ貸借の相手方が亡滅したる場合に等しく之に對する債權は到底之を實行すること能はず故に損失なり又債務は之を辨濟するに及ばず故に利益なり

今前例に據り各交換主物の貸借を列記すれば

借方 (Dr)	貸方 (Cr)
商品 一〇〇〇 <sub>円</sub>	現金 一〇〇〇 <sub>円</sub>
營業費 一〇〇	現金 一〇〇



現金 五〇  
合計 一、二五〇

手数 五〇  
一、二五〇

と爲り貸借双方毎に同金額を示して平均すべし何となれば貸借毎に同一の金額を記入すればなり之を貸借平均の理と云ふ

米人「マールス」氏は其著書に貸借の七大原則を掲げたり今左に之を抄録して前述の意義を概括し以て貸借の眞義を明かにせむ

第一則 負債主とは凡て我に對し債を負ふ所の人を指稱す(狹義なる借主の意義即ち世上謂ふ所のものと全し)

第二則 債主とは凡て我に對し債を負はしめたる人を指稱す(狹義なる貸主の意義)

第三則 商賣上の取引は凡て貸及び借の關係を生ずることなくして或る價値を有することなし

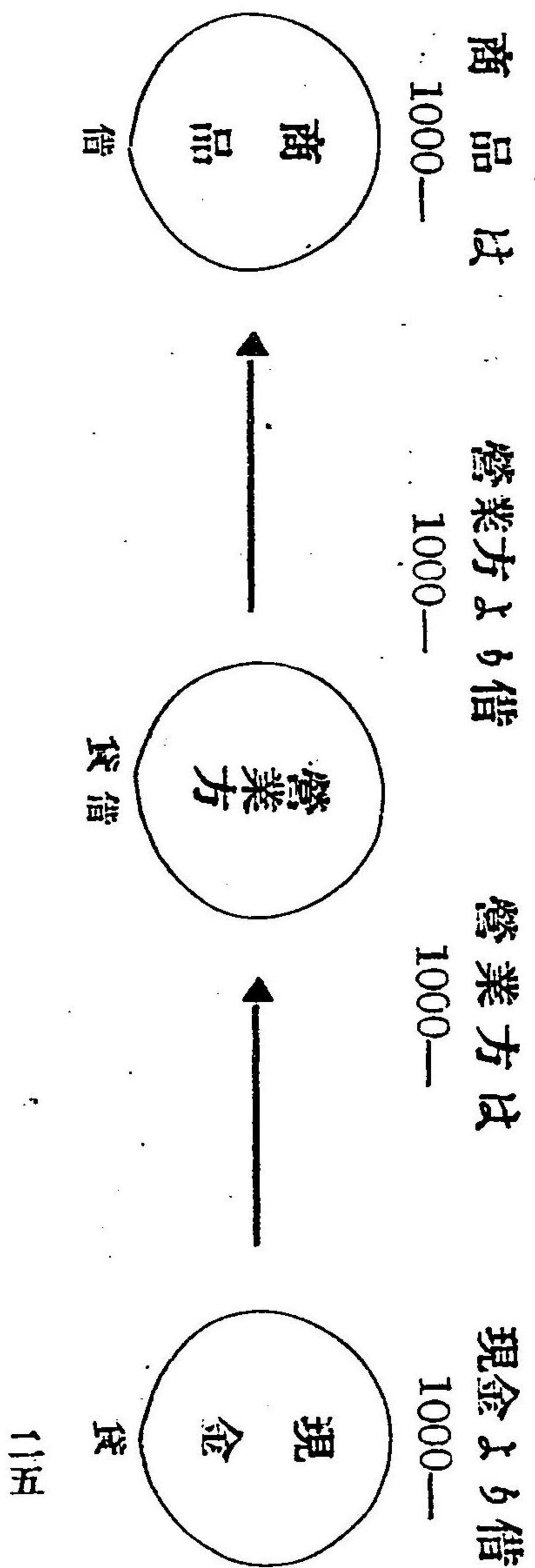
第四則 貸又は借を生せずして起る取引はある可からず  
第五則 貸及借なる語は獨り人名のみならず其意義を擴張して物品及び

事件にも適用することを得べし(廣義の貸借即ち簿記に用ゆる所)

第六則 凡て取引の相手方は他に債を負はしむることなくして獨り自ら債を負ふこと能はず又自ら債を負ふことなくして獨り他に債を負はしむること能はず

第七則 貸方に在る價額の合計は借方に在る價額の合計と平均せざる能はず

茲に簿記を學ぶ者の特に記憶すべきは簿記に於ては一種の交換毎に己と相對する者の貸又は借を記載するものにして決して己の貸又は借を記載せざるを是なり即ち總て客觀的にして主觀的に非ざることを是なり例之は前例に於て





と記載するが當然なれども營業方の貸借は取引毎に平均するが故に殊更に之を記載する必要なく之なき方却て便利にして複雑を避くることを得るなり故に己れの貸借は之を省略し己れと相對するものをして直接に貸借の關係を有せしむるを法とす即ち左の如し

(時) 貸印 1000— (貸) 現金 1000—

前章及び本章に掲ぐる諸例に據りて之を考ふるに都て渡したるものは其價を營業方へ貸すの理なれば之に貸なる語を應用し又受けたる物は其價を營業方より借るの道理なれば之に借なる語を應用して可なり去れば受と借とは相附合し渡と貸とは亦相附合するを發見すべし是に於て乎左の簡單なる原則を案出するに至る

- 第一、渡したる物は貸主なり
- 第二、受けたる物は借主なり

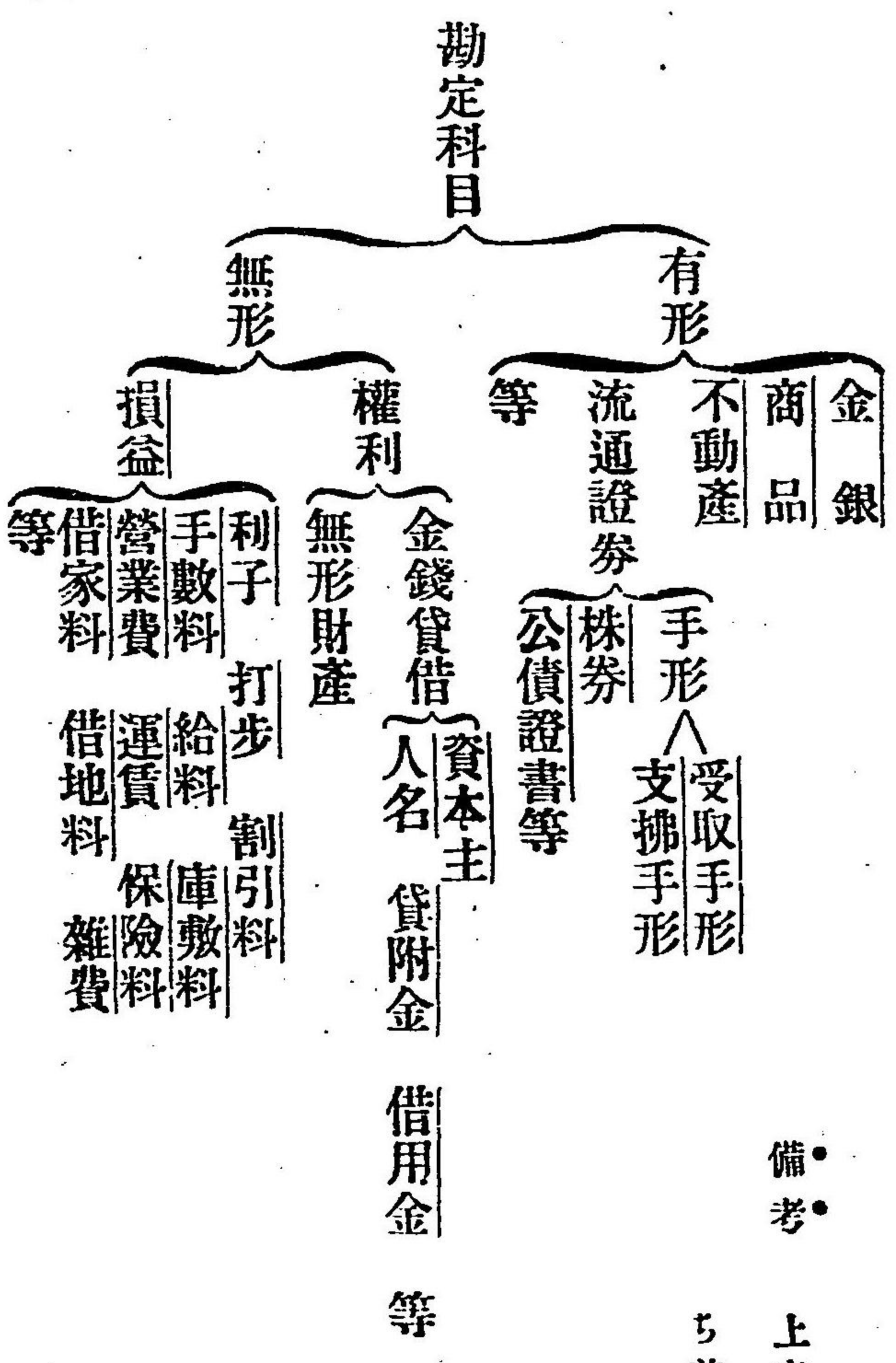
今や更に進んで貸借仕譯の事を述ぶるに當り先づ勘定科目 Files of Accounts の何物たるを知るの必要あるを以て茲に少しく之を述べんと欲す其明細に至

貸借應用の二原則

勘定科目

つては後章別に述ふる所あり勘定科目とは何ぞや曰く日々起る所の取引交換を計算處理し會計を整理するの方法及として諸般交換の目的物を分類し同種類のものを集め各々に適當の名義を付す其名稱を名けて之を勘定科目と云ふ去れば勘定科目は其數素より尠なからず一々茲に列擧すること能はずと雖も今之を大別し其最も普通なるものを摘擧せば概ね左の如くなるべし

備考 上表の内側線と附したるものは即ち普通用ゐらる、勘定科目なり





貸借仕譯

仕譯の通則

仕譯の種類

儲吾輩は右に於て最も普通に用ゐらるゝ所の勘定科目を掲げたれば之より貸借仕譯の事を説かむ仕譯とは何ぞや各交換取引の目的物たる物の或は貸となり或は借となるべきものを種別振分を爲す之を仕譯と云ふ去れば仕譯は會計上都て勘定科目の貸又は借を決定する所のものにして會計整理上最も緊要なる手續の一なり然而して仕譯の通則は前段掲げし所の二原則に外ならず即ち左の如し

第一、渡したる物を貸主とし

第二、受けたる物を借主とす

今貸借仕分の種類を數ふるに其數茲に四あり

一、借 一勘定 貸 一勘定

二、借 一勘定 貸 二勘定以上

三、借 二勘定以上 貸 一勘定

四、借 二勘定以上 貸 二勘定以上

更に例を設けて右四種の仕譯を明かにせむ

一、商品を現金にて買入る

借、商品 貸、金銀

二、甲某より商品を買入れ代金の内半額を現金にて支拂ひ殘金を掛とす

借、商品 貸、金銀  
甲某

三、乙某に株券を賣渡し代金の内半額を現金にて受取り殘額を手形にて受取る

借、金銀  
受取手形 貸、株券

四、丙某に地所の買入れを依頼し其代金及び丙某手数料合計何圓也現金にて半額を支拂ひ殘餘に對し株券を讓渡す

借、不動産  
手數料 貸、金銀  
株券



## 第四章 勘定科目の定則

各勘定科目の性質及び之の詳細の説明は第二學期に於て之を爲すと雖も茲に講述の順序上前章に掲けたる最も普通の勘定科目に就き其性質及び貸借の定則を略述するを要す

有形勘定

## 第一類 有形勘定

金銀

## 第一、金銀勘定

は總て通貨を表示する所の勘定科目にして其借方には總て受取りたる金額を記入し其貸方には總て仕拂ひたる金額を記入す故に貸方の金額は決して借方の金額に超過することなく若し差あれば必ず借方に在るべきものにして其差は手許在高と全額ならざるを得ざるなり何となれば受入れたる金額よりも多額の金額を仕拂ひ得べき道理之なければなり

銀行の發行に係る銀行紙幣、銀行當座預金に對し振出す所の引出小切手、其他送金手形、振出手形又は一覽拂爲替手形、約束手形等一覽拂とは差付次第直ちに支拂はるべきものなりは其性質現金も同様なるか故に其受授亦通貨と同しく

商品

金銀勘定に入るべきものなり

## 第二、商品勘定

總て轉賣營利の目的を以て買入れたる物品を代表する所の勘定之を商品勘定と云ふ其借方には買入れたるものを記入し其貸方には賣捌きたるものを記入す而して商品の價は其買入れたる時と賣捌く時と常に相同しからざるを通例とするを以て其貸借双方の差は必ずしも一方のみに現るべきものに非ず時としては貸方の金額借方に超過するも尙は賣殘商品の現るべきことあり又借方の金額貸方に超過するも其超過額は賣殘商品の價額と附合せずして却て小なることあり又大なることあり例之は金壹千圓の商品を仕入れ其半を六百圓にて賣れば貸借双方の差は四百圓なれども賣殘品は之を原價に見積れば尙五百圓あるか如し又參千圓の商品を買入れ其三分の一を八百圓にて賣れば貸借の差は貳千貳百圓なるにも係らず殘品は之を原價に見積れば貳千圓にして却て差高よりも貳百圓の減少を見るか如し

商品勘定は諸般の商品を總括したる名稱なるか故に營業の種類により其取扱商品の種類少なきときは各商品毎に一座宛勘定を設くるも妨なきのみなら



ず却て便利なることあり何となれば各商品に就き各別に其損益及び買賣差額を知ることを得べければなり

不動産

第三、不動産勘定 Real Estate 此勘定は家屋地所の如き不動産を總括するものにして其貸借記入の法は總て商品勘定に等し

受取手形

第四、受取手形勘定 Bills Receivable 受取手形とは手形の爲替手形たり約束手形たるを問はず總て當方に於て其記載の金額を請取るべき權利あるもの、總稱なり而して其借方には總て受入れたるものを記入し其貸方には其代金の支拂はれたるものを記入す故に差高は常に借方に之れあるものとす

支拂手形

第五、支拂手形勘定 Bills Payable 仕拂手形とは總て當方に於て直接に支拂ふべき義務ある手形を總稱す其貸方には當方の振出したる約束手形及び仕拂を引受けたる爲替手形を記入し其借方には以上諸手形の支拂濟となりたるものを記入す去れば此勘定貸借の差は必ず貸方に之あるべきものとす

公債證書

第六、公債證書勘定 Stocks 公債證書とは國家若くは自治体が負ふ所の債務を表する所の證書にして賣買移轉することを得るものなり此勘定記入の法は

商品と同じく其得たる高を其時の價を以て借方に記入し賣却したる高を貸方に記入するものとす

株券

第七、株券勘定 Shares 株券とは株式會社の株式を表示する所の證券なり其貸借記入の法は總て公債證書と異なることなし茲に特に注意すべきは公債證書株券の如きは皆夫々額面の金額を有すれども簿記に於ては毎に其取引價額を以てし決して額面の金額に拘泥すべからざること是なり

無形勘定

第二類 無形勘定  
第一種 權利を代表する諸勘定

人名

第一、人名勘定 Personal Accounts 人名勘定とは當方と取引上貸借の關係を有する人名の勘定にして賣掛代金相互勘定差引高等總て帳簿上の貸借を代表する所のものなり即ち其借方には當方の權利若くは當方より返済したる高を記入し其貸方には當方の義務若くは當方へ返済し來りたる高を記載するものなり而して此勘定は一人宛口座を設け各人に就き當方との貸借關係を明かにするを通例とすれども時としては一勘定の下に總括せらるゝことあり



貸附金

第二、貸附金勘定。貸附金とは取引上起る所の賣掛代金又は相互計算差引

高の如き帳簿上の貸借に非ずして期限を定めたる單純なる金員の貸借なり此勘定の借方は貸附たる高を以て成り貸方は返済高を以て成る故に貸借双方の差は常に借方に之あるものにして其差は即ち貸附金未済高を示すものなり

借入金

第三、借入金勘定。借入金は貸附金の反對にして先方の貸附金は即ち當方の借入金なり其貸借記入總て貸附金勘定の反對なり

資本主

第四、資本主勘定 Capital 簿記に於ては自己の資本を以て營業を爲すと否とを問はず總て資本主と營業方とを區別して資本主をば一の債主と見做す即ち一種の人名勘定と見做し營業の資本は資本主より營業方に借受けたる一種の負債となすなり蓋し資本主は營業の爲め出資を爲し其運轉によりて生したる利益を受け損失を負ふべきことを約束したる特殊の人を指すなり故に資本主勘定は常に其貸方に資本金の高を表示するものにして其借方は營業の結果損失を招きたるときか若くは資本主と營業方と全く別人にして營業方より資本主に借金の返済を爲したる場合に記入せらるゝものとす資本主と營業方と

損益

を區別するの意は株式會社の場合を想像すれば自ら了解すべし株式會社とは有名無形なる一種の團體にして其株主とは會社へ資本を元入したる者なり故に會社と株主とは全く別物たり之を判然理解せば資本主と營業方とを區別するの理亦自ら釋然たらむ

第二種 損益に屬する諸勘定

利子 Interest 打歩 Premium 手数料 Commission 雜費 Sundry Expenses 庫敷料 Storage 割引料 Discount 運賃 Freight 保險料 Insurance 等の無形勘定は所謂損益 Loss and Gain に屬すべきものにして其貸方は總て當方に利益を生したる場合に記入せられ其借方は總て當方に損失たるべき場合に記入せらるる例へば利子手数料の如きものを支拂へば是等勘定の借方に記入せられ庫敷料運賃等を請取れば是等勘定の貸方に記入せらるゝが如し然而して是等諸勘定の貸借の合計を總合し之を比較して貸方借方に超過すれば其超過額は純利益を示し借方貸方に超過すれば其超過額は純損失を示すなり  
損益に屬する諸勘定の受拂に就き往々初學者の誤解する者あるを見る即ち



例之は利子又は手数料を支拂ひたるときは其勘定の貸方に又受取りたる時は其借方に記入するこそ當然なりと誤解することは是なり是れ蓋し利子又は手数料なる無形價と其代金として受拂せらるゝ有形の正金とを混同するより出づる所の誤見にして少しく思慮を旋せば忽ち其誤りを覺悟すべし注意せざる可からず

### 第五章 貸借仕譯の練習

- 一、資本主より元入金を受取る此金壹萬圓也  
(借) 金 1000— (貸) 資本主 10000—
- 二、下村商店より商品を現金にて買入る此代金壹千圓也  
借 金 1000— 貸 金 1000—
- 三、祖山商店へ商品を現金にて賣渡す此代金壹千貳百圓也  
借 金 1200— 貸 品 1200—
- 四、水島商店より掛にて商品を買入る此代金貳千圓也  
借 品 2000— 貸 品 2000—
- 五、福田商店へ掛にて商品を賣渡す此代金貳千五百圓也  
借 品 2500— 貸 品 2500—
- 六、神田商店より商品を買入れ代金參千圓に對し同店宛約束手形を振出す  
借 品 3000— 貸 手形 3000—







噺米座 150— 金 銀 150—

十八、雇人三名へ本月分給料を拂渡す此金百圓也

噺米座 100— 金 銀 100—

十九、横井商店より建家壹棟を買入れ代金貳千圓現金にて支拂ふ

大噺座 2000— 金 銀 2000—

二十、右家屋を抵當として高橋商店より金壹千五百圓を借入る

金 銀 1500— 掛替手形金 1500—

廿一、天野商店より土藏壹棟を借入れ賃借料を現金にて支拂ふ此の金五拾圓也

噺米座 50— 金 銀 50—

廿二、千葉某へ本月分家賃金六拾圓現金にて支拂ふ

噺米座 60— 金 銀 60—

廿三、諸雜費合計金五拾圓支拂ふ

噺米座 50— 金 銀 50—

廿四、添田商店より宅地一ヶ所買入れ代金貳千圓に對し同店宛約束手形を振出す

不動産 2000— 支拂手形 2000—

廿五、山形商店へ右宅地を賣渡し同店振出本店宛約束手形にて代金を受取る此金貳千參百圓也

支拂手形 2300— 不動産 2300—

廿六、右受取手形を銀行にて割引し割引料貳拾圓差引殘金貳千貳百八拾圓現金にて受取る

金 銀 2280— 受取手形 2300—

差引卷 20—

廿七、第一銀行へ現金參千圓定期預金を爲す

定期預金 3000— 金 銀 3000—

廿八、第一銀行へ現金貳千圓當座預金を爲す

當座預金 2000— 金 銀 2000—



廿九、下野商店より商品を買入れ代金壹千圓第一銀行當座引出小切手にて支拂ふ

出 品 1000-

時限現金 1000-

三十、大田黒商店へ商品を賣渡し代金壹千貳百圓の内現金にて金五百圓受取り残金七百圓第二銀行當座小切手にて受取り双方共直ちに第一銀行へ當座預となす

時限現金 1200-

出 品 1200-

### 第六章 帳簿

帳簿 Books は取引交換の顛末を記録するものなり故に其組織並に体裁を學習會得するは簿記原理の攻究と相須て最も緊要なり然而して帳簿は營業の種類大小により便宜に適應せしむべく其組立法及び体裁は決して一定なるものに非ずと雖も凡そ一種の會計に必要な帳簿は其性質上之を區分して主要簿及び補助簿の二種となす之を換言すれば如何なる組織の帳簿にても此二類の趣意に準據せざるものなきなり今左に此二帳簿の趣意を説明せむ

主要簿

第一、主要簿 Main Books とは會計の首尾を纏め全般の計算を明にする爲め必要なる帳簿にして通例原簿(元帳)及び直接又は間接に原簿登記の材料たる關係を有する帳簿即ち日記帳仕譯帳の三帳簿を總稱す

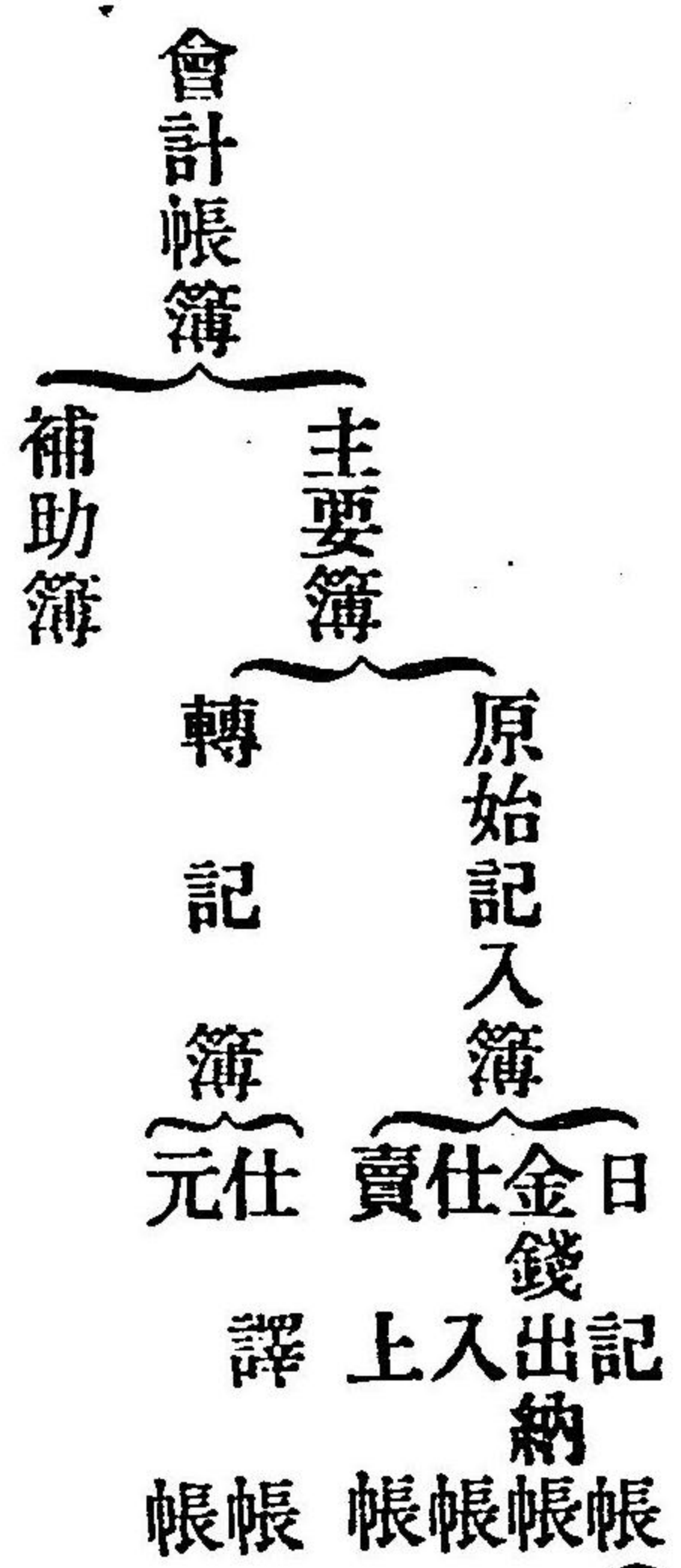
補助簿

第二、補助簿 Auxiliary Books とは主要簿に於て既に記録せらるゝにも拘らず或る特種の取引又は或事項の詳細を記録せむが爲め設くるものにして金銭出納帳手形記入帳商品賣買帳の如きものを云ふ



然れども前にも述べしが如く凡て帳簿は營業の種類取引の性質資本の大小に應じて實用に適するを主旨として編成するものなるが故に所謂補助簿たるものも營業によりては主要簿として取扱はるゝことあり即ち言を換へて之を謂へば帳簿の組織に由り屢々補助簿を主要簿に變ずることあるなり

補助簿を主要簿に變ずるの趣意たる蓋し通常主要簿は其性質として取引の種類如何を論せず其起りたる順序に隨ひ日記体を以て記録せらるゝが故に取引の類別に就て其顛末始尾を知るには甚だ不便なり然るに實際上に於ては取引の種類を區別して其各種に就き顛末を知ること甚だ緊要なれば自然更に補助簿を備へて之が記入を爲すの必要を感せむ去れど斯くするときは二重の手数と爲り其煩に堪へざるが故に之を避けむが爲め日記体の主要簿を當初より分類し其一種別毎に帳簿を設け之に順序的明細の記入を爲し而して是等の帳簿より直接に原簿へ登記する方法を採らば其各帳簿は主要帳の用を爲し兼て補助簿の目的をも達し得て大に手数を省略し得るの便宜に出づるものなり  
ペールス氏は其著書に左の如き帳簿の組織を示せり蓋し亦右の趣意に基く



ものなり掲げて以て参考に供せむ

主要簿及び補助簿の趣意右の如し更に進ひて主要簿たる日記帳、仕分帳及び元帳の用を説かむ

一、日記帳 Day Book 此帳簿は月日の順序を追ひ取引交換の起るや否や直ちに記入するものなれば若し此帳簿を以て唯一の原始記入簿たらしむるときは實に營業の明白なる唯一の歴史と謂つべし故に訴訟の際には證據物として其用を爲すものなり去れば此帳簿は最も注意して綿密明瞭に記録し他人之を見るも明白に其記入を了解し得べき様に爲し置くべきのみならず文字數字の訂正等には務めて留意し之が爲め自己の不利を招く等の不用意毫頭ある可



からず且又日記帳は主要簿中の根原を爲すものにして他の二帳簿は皆日記帳より轉記するものに過ぎざれば萬一不慮の事起るも日記帳さへ失はざれば再ひ他の帳簿を作り得べし去れば日記帳は主要帳中の主要簿にして會計帳簿中最も大切のものといはざる可からず

仕譯帳

二、仕譯帳 Journal 仕譯帳は日記帳と元帳とを連結するの用を爲すものにして日記帳に記載せられたる取引を勘定科目を定めて貸借に振分け其金額を貸借双方に記入し以て元帳の登記に資するなり

仕譯帳と日記帳とを合併して一帳簿となし仕譯日記帳 Journal Day Book 又は日記仕譯帳 Day Book Journal と稱することあり即ち日記帳の記入と仕譯帳の記入とを同時に爲すものにして頗る便利のものなり雛形は後章に掲ぐ就て見るべし

元帳

三、元帳 Ledger 元帳は營業全般の盛衰を知り消長を見るの用に供するものにして總て口座の方法により各勘定科目毎に一座を設け其收支を示し而して全体口座の中より資産負債に屬するものと損益に屬するものを拾收區分し

記入法

以て財産の増減變化を明かにするなり

今左に同一の取引を假設し右三帳簿記入の方法を示さむ

第一、日々の取引は其順序を追て先づ之を日記帳に記入すべし

第二、日記帳の記入は毎夕營業時間の終りたる後之を仕譯帳に轉記す但し一取引を轉記したる毎に直ちに日記帳へ(レ)印又は(寫)印を爲し以て轉記済の證と爲すを要す

第三、仕分帳の轉記了れば直ちに之を元帳へ登記す而して登記の際は一勘定毎に仕譯帳の方へ元帳丁數を記し以て登記済の證と爲すべし

明治三十年六月一日 森岡商店より掛にて買入る

武藏中米 五百石

壹圓に付壹斗替

代金五千圓也

二日 安藤讓吉へ現金にて賣渡す

武藏中米 壹百石

壹圓に付九升五合替

代金壹千〇五拾貳圓六拾參錢也

三日 岩田商店へ左之通賣渡し代金は同店振出本日附本月十五日限約束手形にて受取る

武藏中米 貳百石

壹圓に付九升五合替

代金貳千百〇五圓貳拾六錢也



元 帳

商 品

1. 借		貸	
三十二年 6	1 森岡商店	1 ¥ 5000	三十二年 6 2 現 金 1 ¥ 1052 63
			” 3 受取手形 1 ” 2105 26

森 岡 商 店

2.			
三十二年 6	1 商 品	1 ¥ 5000	

現 金

3.			
6	2 商 品	1 ¥ 1052 63	

受 取 手 形

4.			
6	3 商 品	1 ¥ 2105 26	

四九

日 記 帳

明治三十年六月一日

1.

レ	森岡商店ヨリ掛ニテ買入ル 武蔵中米 五百石 壹圓ニ付壹斗替 二 日	¥ 5000 —
レ	安藤讓吉へ現金ニテ賣渡ス 武蔵中米 壹百石 壹圓ニ付九升五合替 三 日	” 1052 63
レ	岩田商店へ賣渡ス 武蔵中米 貳百石 壹圓ニ付 九升五合替 右代金同店振出本日附本月十五日限約束手形ニテ受 取ル	” 2105 26

仕 譯 帳

明治三十年六月一日

借

貸

1.

1	商 品	¥ 5000 —	
2	森岡商店		¥ 5000 —
3	現 金	” 1052 63	
1	商 品		” 1052 63
4	受取手形	” 2105 26	
1	商 品		” 2105 26

四八



以上吾輩は帳簿の組織及び記入の方法に就て論述せり今や帳簿の記入及び帳簿書類の保存に就て心得べき要件を略述し以て讀者の注意を促さむと欲す

一、記帳上の心得 屢々述べしが如く帳簿は營業取引の記録なるが故に其記入は須らく整齊且つ明瞭ならざるべからず去れば文字は一目瞭然にして其形体亦一様なるを貴ぶ或時は楷書を用ゐる或時は草書を用ゐるが如きは當に体裁上宜しからざるのみならず往々不分明に陥り易きを以て甚だ不可なり注意せざるべからず尙文字の大小は均一にして不同なく克く帳簿の体裁を毀損せざらんことを力むべし然れども文字の大小を以て主要の事項と其詳細とを區別するの必要あるときは大小二様の文字を用ゆるは素より妨なしと雖も大なるべき者と小なるべき者と彼是混同し終に記入の事項を紛亂せしむることなき様注意すること緊要なり

數字は金額數量等最も緊要なるものを示すものなるが故に必ずや一樣の字体を以て明白に記入し決して曖昧の文字若くは容易に他文字に改め得べきものを書すべからず又數字に就て特に注意すべきは其位置配合の宜しきを得べ

きと是なり蓋し數字の配置其宜しきを得ざるときは甚しく帳簿の体裁を毀損するのみならず彼是加減するに當り往々にして誤算を生ずると之あればなり或る簿記に熟練なる人記帳に用ゆる文字及び數字の大小に就て謂へるあり曰く普通文字は先づ其高さを一行の二分一とし數字は其高さを一行の三分一とするを可とす然るときは体裁最も宜しきを得るのみならず誤記の際訂正を爲すにも容易に其上に同形の文字又は數字を書することを得べしと

帳簿に誤記を爲したる時は決して之を塗抹改削等爲すべからず誤記は誤記として明かに之を改訂すべし蓋し塗抹改削等を爲し帳簿面に汚點を残すときは人をして或は疑念を生せしめ爲めに信用を失墜するの恐之あればなり誤記の訂正に就て最も良しき方法は誤記の文字の上に平行密接せる二本の朱線を引き其上に正しき記入を爲し尙訂正者の責任を全ふせんが爲め其傍に其人の花押を記するか若くは認印を捺するにあり尙數字にありては一列の數字中誤れる部分のみを訂正する事を許さず必ずや朱線を以て其全跡を削し以て悉く之を訂正すべきなり例へば 71350.650 と記すべきに誤て 71345.650 と記したる場



合に於て其誤れる部分即ちなる二字のみを消し其上に〇の二字を書き加ふるを許さず必ずや 1345650 全跡を消し其上に新たに 1350650 と記入して以て訂正すべきか如し

保存上の心得

二、保存上の心得。帳簿は取引の記録にして營業上屈強の證據物なるか故に火災又は其他の意外の事變に因りて喪失又は毀損せざることに注意すべきは勿論平常之か取扱にも丁寧を主とし又保存に注意を加へざるべからず元來帳簿は日々使用するものにして兎角手摺又は汚染し易さが故に注意深き人は初より勉めて紙質の良好なるものを撰み附終りたる後は更に改めて製本するか或は初より堅固に綴り堅牢の布帛を以て其表紙を被ひ記入終りて其布を除去し以て美麗なる帳簿を保存することに留意するを例とせり到れりと謂つ可し、因に記す我商法は其第三十四條に帳簿保存に就て規定して曰く

「各商人は十年間商業帳簿を貯藏し火災又は其他の意外の事變に因りて喪失又は毀損せざることに注意するの責あり」と

右の如き規定は獨り我商法のみならず各國の商法皆然り而して商人にして

若し此帳簿貯藏の責を盡さざるときは後來法廷に於て他人と理非を争ふの事起るときは之か爲め甚しく不利益の推定を受くることを免れざるべし

營業上の書類は亦帳簿と同じく證據力を有するものなるか故に能く之を整理して保存し他日必要なる場合に容易く搜出し得べき様爲し置かざるべからず之を爲す最も普通の方法は豫め受信簿發信簿の二帳簿を備へ置き各巻首にいろは順若くはABCの順を以て取引先の口取を設け(或は會社個人を區別し)受信及び發信は其順序を追て受信簿及び發信簿に其要件を摘記し(或は受信は其信書を帳簿に貼付け發信はプレスコッピにて複寫し其都度巻首の口取に其丁數と書狀の目的日附等を記するなり例之は今佐藤商店へ米の註文を爲す爲め一の註文書を發送したりと假定むせに先つ其要件を發信簿に記入し若くは其書狀を複寫し巻首のSの部分を開き既に設けある佐藤商店の口取に其日附と丁數と及び米何石註文の爲めなる文言とを記入し置くなり斯の如くするときは後に至り其註文書を見るの必要を生ずるも容易に之を發見することを得べきなり受信簿に於ても亦然りと爲す



### 第七章 主要帳記入の練習

記帳法を學習せむが爲め茲に一の營業を假定し其取引を例題と爲す但し本章に於ては補助簿を用ゐず日記帳仕譯帳及び元帳の三主要簿のみを用ゆ

明治三十年十二月開業 營業主 東京 佐野 善作

一日、資本主佐野善作より元入として左の資産負債を受入る  
現金五千圓也

肥田商店掛借金五百圓也

三日、半田商店より現金にて買入る

英國製黒無地羅紗 四百碼 金四圓替 代金壹千六百圓也

東京製絨會社紺羅紗第五號 參百碼 金貳圓替 代金六百圓也

五日、別子商店へ現金にて賣渡す

英黒無地羅紗 貳百碼 金四圓五拾錢替 代金九百圓也

六日、須藤商店へ掛にて賣渡す

英黒無地羅紗 拾碼 金五圓替 代金五拾圓也

九日、福原合名會社より買入る

特上フールスキヤップ Extra 五百束 金貳圓替 代金壹千圓也

上等書翰用紙 Superfine 貳百束 金壹圓替 代金貳百圓也

右合計金壹千貳百圓に對し本日附六十日限約束手形第壹號を振出す  
十日、泉商店より肥田商店振出當店宛一覽後十日限仕拂の爲換手形を呈示せられ其支拂を引受く手形面金五百圓也

十二日、祖山商店へ左之通賣渡す  
フールス 拾束 金貳圓貳拾錢替 代金貳拾貳圓也

書翰用紙 五束 金壹圓拾錢替 代金五圓五拾錢也

右合計金貳拾七圓五拾錢に對し同店振出本日附六十日限約束手形を申受く

十四日、鈴木商店より左之通買入る  
佛國製黒無地羅紗 貳百五拾碼 金四圓替 代金壹千圓也



右代金に對し同店宛本日附四十日限約束手形第貳號を振出す

同日、高田商店より現金にて買入る

店用帳簿

壹組

代金貳拾圓也

十六日、清水愛吉へ現金にて賣渡す

フールス

五束

金貳圓拾錢替

代金拾圓五拾錢也

十八日、上田仙吉へ掛にて賣渡す

フールス

貳拾束

金貳圓貳拾錢替

代金四拾四圓也

書翰用紙

拾束

金壹圓貳拾錢替

代金拾貳圓也

二十日、泉商店へ引受手形代金現金にて拂渡す此金五百圓也

廿二日、須藤商店より掛賣代金の内現金にて受取る金參拾圓也

廿五日、下野商店へ現金にて賣渡す

佛黒無地羅紗

百五拾碼

金四圓五拾錢替

代金六百七拾五圓也

廿八日、渡邊商店より掛にて買入る

高帽子取合

四拾打

金貳拾五圓替

代金壹千圓也

卅一日、左之通現金にて支拂ふ

本月分雇人給料

金百六拾圓也

家賃

金百圓也

瓦斯點燈料

金五圓也



日  
記  
帳



日記帳

2.

明治三十年十二月		金額
前ヨリ 十四日		¥ 10377.500
レ 鈴木商店ヨリ買入ル		
佛國製黒無地羅紗 貳百五拾碼 金四圓替		” 1000—
右代金=對シ本店宛本日附四十日限約束手形第貳號ヲ振出ス		”
レ 高田商店ヨリ現金ニテ買入ル		
店用帳簿壹組		” 20—
十六日		
レ 清水愛吉へ現金ニテ賣渡ス		
フールスキヤツフ 五束 金貳圓拾錢替		” 10.500
十八日		
レ 上田仙吉へ掛ニテ賣渡ス		
フールスキヤツフ 貳拾束 金貳圓貳拾錢替 ¥ 44—		
書翰用紙 拾束 壹圓貳拾錢替 ” 12—		” 56—
二十日		
レ 泉商店へ去十日引受タル肥田商店振出爲替手形代金現金ニテ拂渡ス		” 500—
廿二日		
レ 須藤商店ヨリ掛賣代金ノ内現金ニテ受取ル		” 30—
廿五日		
レ 下野商店へ現金ニテ賣渡ス		
佛黒無地羅紗 百五拾碼 金四圓五拾錢替		” 675—
廿八日		
レ 渡邊商店ヨリ掛ニテ買入ル		
高帽子取合 四拾打 金貳拾五圓替		” 1000—
次へ		¥ 13669—

六一

日記帳

1.

明治三十年十二月		金額
一日		
レ 佐野善作ヨリ元入トシテ現金ヲ受取ル		¥ 5000—
”		”
レ 同人ノ肥田商店ニ對スル掛借金返済方營業方ニテ負擔ス		” 500—
三日		
レ 半田商店ヨリ現金ニテ買入ル		
英國製黒無地羅紗 四百碼 金四圓替 ¥ 1600—		
東京製絨會社紺羅紗 參百碼 金貳圓替 ” 600—		” 2200—
第五號		
五日		
レ 別子商店へ現金ニテ賣渡ス		
英黒無地羅紗 貳百碼 金四圓五拾錢替		” 900—
六日		
レ 須藤商店へ掛ニテ賣渡ス		
英黒無地羅紗 拾碼 金五圓替		” 50—
九日		
レ 福原合名會社ヨリ買入ル		
特上フールスキヤツフ Extra 五百束 金貳圓替 ¥ 1000—		
上書翰用紙 Superfine 貳百束 金壹圓替 ” 200—		” 1200—
右代金ニ對シ本日附六十日限約束手形第壹號ヲ振出ス		
十日		
レ 泉商店ヨリ肥田商店振出當店宛一覽後十日限仕拂ノ爲替手形ヲ呈示セラレ其支拂ヲ引受ク手形面金五百圓也		500—
十二日		
レ 祖山商店へ左之通賣渡ス		
フールス 拾束 金貳圓貳拾錢替 ¥ 22—		
書翰用紙 五束 金壹圓拾錢替 ” 5.500—		” 27.500
右代金全店振出本日附六十日限約束手形ニテ受取ル		
次へ		¥ 10377.500

六〇







仕 譯 帳

2

元帳	丁數	明治三十年十二月	借方	貸方
		前ヨリ	¥11387500	¥11387500
		十四日		
8		營業費	20	
2		現金		20
		十六日		
2		現金	10500	
4		商品		10500
		十八日		
9		上田仙吉	56	
4		商品		56
		二十日		
6		支拂手形	500	
2		現金		500
		廿二日		
2		現金	30	
5		須藤商店		30
		廿五日		
2		現金	675	
4		商品		675
		廿八日		
4		商品	1000	
10		渡邊商店		1000
		卅一日		
8		營業費	265	
2		現金		265
			¥13934	¥13934

六五

仕 譯 帳

1.

元帳	丁數	明治三十年十二月	借方	貸方
		一日		
2		現金	5000	
1		資本主		5000
		三日		
1		資本主	500	
3		肥田商店		500
		五日		
4		商品	2200	
2		現金		2200
		六日		
2		現金	900	
4		商品		900
		九日		
5		須藤商店	50	
4		商品		50
		十日		
4		商品	1200	
6		支拂手形		1200
		十一日		
3		肥田商店	500	
6		支拂手形		500
		十二日		
7		受取手形	27500	
4		商品		27500
		十四日		
4		商品	1000	
6		支拂手形		1000
		次		
			¥11387500	¥11387500

六四



元

帳



商 品

明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額	明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額
	3	現 金	1	¥2200		5	現 金	1	¥ 900
	9	支拂手形	"	"1200		6	須藤商店	"	" 50
	14	" "	"	"1000		12	受取手形	"	" 27 500
	28	渡邊商店	2	"1000		16	現 金	2	" 10 500
						18	上田仙吉	"	" 56
						25	現 金	"	" 675

須藤商店

明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額	明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額
	6	商 品	1	¥ 50		22	現 金	2	¥ 30

支拂手形

明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額	明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額
	20	現 金	2	¥ 500		9	商 品	1	¥1200
						10	肥田商店	"	" 500
						14	商 品	"	"1000

六九

元 帳

資 本 主

明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額	明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額
	1	肥田商店	1	¥ 500		1	現 金	1	¥5000

現 金

明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額	明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額
	1	資 本 主	1	¥5000		3	商 品	1	¥2200
	5	商 品	"	" 900		14	營 業 費	2	" 20
	16	" "	2	" 10 500		20	支拂手形	"	" 500
	22	須藤商店	"	" 30		31	營 業 費	"	" 265
	25	商 品	"	" 675					

肥田商店

明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額	明 三 十 年 12 月	治 年 日	摘 要	仕 丁	金 額
	10	支拂手形	1	¥ 500		1	資 本 主	1	¥ 500

六八



試算表

明治三十年十二月三十一日

元丁	勘定科目	借方		貸方	
1	資本主	500	—	5000	—
2	現金	6615	500	2985	—
3	肥田商店	500	—	500	—
4	商品	5400	—	1719	—
5	須藤商店	50	—	30	—
6	支拂手形	500	—	2700	—
7	受取手形	—	27500	—	—
8	營業費	285	—	—	—
9	上田仙吉	56	—	—	—
10	渡邊商店	—	—	1000	—
		13934	—	13934	—

第八章 諸表

第一、試算表 Trial Balance. 前掲の雛形の如く元帳の轉記を終りたるときは其轉記の正否を試檢する爲め毎日試算表を製す其雛形左の如し(十二月三十一日調製)

受取手形

7

明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12月12日	商品	1	¥ 27 500				

營業費

8

明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12月14日	現金	2	¥ 20				
” 31	”	”	265				

上田仙吉

9

明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12月18日	商品	2	¥ 56				

渡邊商店

10

明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
				12月28日	商品	2	¥ 1000



試算表は元帳の各口座の貸借の各合計金額を登記するものなるか故に其總計は必ず相平均し又日記帳及び仕譯帳の合計と照應すべきや素より論を俟たず若し平均せざれば元帳に誤あるや明かなれば直ちに之を詮索して訂正すべきなり然れども試算表は完全に元帳記入の正否を証するに足らず何となれば其記入の貸借相平均するも時として尙誤謬あること之あればなり普通の場合にありては試算表の金額貸借共に平均し其金額は又仕譯帳及び日記帳と符合せば脱漏なく正確に元帳に登記せられたることを証するに足るべしと雖も若し仕譯帳の仕譯に誤謬ある時又は元帳の勘定口座を彼是取違へて登記したる時の如きは假令試算表の金額相平均し日記帳仕譯帳の合計と照應符合するも尙誤たることを免れざるなり

右の如く試算表は場合により勘定の正否を証すること能はず甚だ不完全なるものなりと雖も實際上這般の欠點は熟達せる簿記方の常に免れ得べきことなるのみならず特に補助簿を備ふる場合に於ては一々之を調査し毎に元帳と照合せをなすか故に誤記の儘にて経過する等のことはあるべからざることな

れば理論上は兎に角實際上は甚だ緊要なるものなり

試算表の實用上大切なるは常に元帳轉記の正否を検することを得るか故のみに非ず又別に元帳を縮めたる形を以て簡便に事業の全況を示すを以てなり抑々事業の景況如何を知るは商人の最も必要とする所にして其如何によりて以て日々取引の方針を定むるものとす

表  
商  
品  
棚  
卸

第二 商品棚卸表

Inventory of Misae. 吾輩は前章に一團の取引を假定し其各

主要簿記入の方法を示せり今や元帳を締結するに當り營業者の知らんと欲する所のものは其資産負債の現況及び營業の損益なりとす今前章掲げたる元帳の諸勘定科目に就て其資産負債に屬するものと損益に屬するものとを拾收區分するに前者に屬するものは資本主、現金、肥田商店、須藤商店、支拂手形、受取手形、上田仙吉及び渡邊商店の八勘定にして後者に屬するものは營業費の一勘定なり而して其双方に屬するものは商品の一勘定なり商品勘定は商品を仕入れたる毎に其額を其借方に記入し賣捌きたる毎に其額を其貸方に記入したるを以て其貸借雙方の差は賣殘商品の原價を示すこと能はざるか故に果して幾何の



残品を有するやを知らむと欲せば之を元帳に求めずして實際に點檢若くは見積を爲さざる可からず尤も日記帳に於て仕入の數量と賣捌きの數量とを拾ひ彼是差引をなせば之を實地に調査せずとも其額を知ることを得るの道理なれども凡そ商品の物たる或は取扱中其數量を減し或は種々の原因により其性質を變し又或は全く廢物と化し常に仕入の時と同一の狀況に在ること能はざるものなるか故に其實残りたる實際の數量と價額とを知らむには是非共帳簿を離れて實地に之を調査せざる可からざるなり然而して實際點檢調査の上は其結果を一表に現はすものとす其表を名けて商品棚卸表と云ふ今其雛形を示せば左の如し

商品棚卸表

明治三十年十二月廿一日

英國製黑無地羅紗	百九拾碼	金四圓替	760	
東京製絨會社粗羅紗第五號	參百碼	金貳圓替	600	
佛國製黑無地羅紗	百碼	金四圓替	400	
高帽子取合	四拾打	金貳拾五圓替	1000	
特上フーレンスキャツプ	四百六拾五束	金貳圓替	930	
上等書翰用紙	百八拾五束	金壹圓替	185	
			3875	

\* 價格の評定は暫く原價に従ふ

資産負債  
損益表

第三 資産負債表、貸借對照表及び損益表 Statement of Resources and Liabilities and Statement of Loss and Gain. 借吾輩は以上に於て事業の現況及び損益の如何を確知するの材料を具へたり今や元帳を基とし資産負債表即ち貸借對照表及び



資産負債表

勘定科目	資産	負債
現金	¥ 3630.500	
商品	" 3875-	
須藤商店	" 20-	
支拂手形		¥ 2200-
受取手形	" 27500	
上田仙吉	" 56-	
渡邊商店		" 1000-
資本主		
最初元入	¥ 5000-	
資本主負債	" 500-	
純元入	¥ 4500-	
純損失	" 91-	
現在元入		" 4409-
	¥ 7609-	¥ 7609-

明治三十年十二月三十一日  
 營業主 佐野善作

\*備考 肥田商店の貸借は平均して残り無きに付者くものとす

損益表を作るに當り先づ元帳の勘定科目を類別するを要す前にも述べしか如く此例題に於て元帳口座を類別するときは資産負債に屬するものは資本主現金等の入勘定及び賣殘商品にして損益に屬するものは營業費の一勘定及び買上濟商品より生じたる損益なりとす

右の如く勘定科目の類別を了れば既に此目的の爲め備へたる帳簿に左に掲ぐる雛形の如く適當なる表二個を作り之に資産負債に屬する勘定と損益に屬するものとを記入し各其金額を掲げ之を合計して資産負債表及び損益表を成就するなり



損益表

勘定科目	損 亡	利 益
商 品		
賣 上 高		¥ 1719—
賣 殘 高		" 3875—
計		¥ 5594—
仕 入 高		" 5400—
利益		194—
營 業 費	¥ 285—	
× 差 引 純 損 亡		" *91—
	¥ 285—	¥ 285—

×印は朱記すべし

財産目録

資産負債表即ち貸借対照表の借方は資産にして貸方は負債なり然れども茲に特に讀者の注意を乞ふこと一あり何ぞや世間往々貸借対照表の借方に負債を記し貸方に資産を記入するものあること是なり(商法及び銀行條例中にも貸方即ち資産とあり之れ別理に非ず只其見る標準を異にするより生ずるものにて一は客觀的にして我に對するもの、貸借を記入し一は主觀的にして我貸借を記入するものと了解すべし

第四 財産目録 Statement of Resources 財産目録は一言以て之を謂へは資産の明細表なり故に資産負債表中資産の部を更に精細に表示するものに過ぎず然れども何處の邊迄之を精細に指示すへきや一定の標準あるをなし故を以て世間往々株式會社の公告に財産目録は貸借対照表資産の部と同一に付略す云々の語句を以て之を掲ぐるを略し以て廣告料を節するものあるを見之れ甚た不都合と謂はざる可らず若夫れ財産目録は貸借対照表中資産の部と同一なるに付略して可なりとせむ乎商法第二百十八條に株式會社其總會の認定を得たる財産目録及貸借対照表を公告すべしと規定し此二表を區別して掲げたるの必要何くにある



財産目録に掲ぐべきもの(動産不動産其他債權の價額は通例原價を以て据置き其價の減少を償はんか爲め別に積立金 Reserve Fund を設け置くか又は一定の割合を以て總高の上に於て原價を減却するか)の二方法其一を取ることを多し商法の命する所に依れば單に總て財産目録に記載するもの時價若くは市價を以て評價すべしとあれども凡そ商品の相場如きは其昂底變動常なきものなるか故に若し棚卸表調製の當時恰も相場騰貴し其騰昂せる相場を以て棚卸を爲すときは其當時は頗る利潤なるか如く見ゆれども元帳結算後忽ちにして相場下落するときは俄に財産の減少を生ずべく甚だ危険と謂はざるべからず去れば物の評價は先づ原價に據り相場の低落あるときは前記二方法中孰れかにより其減却を償ふの方法を講ずるを以て最良とす然れども商法の規程は吾人の絶對的に遵奉すべきものなるか故に若し修正せらるゝとなくして其儘實施するに至らば必ず之に服従するの義務あるものとす去れど積立金を設け若くは割引の法を用ゐる以て相場の變動に應ずるは素より妨なきことなるか故に是等の法を採用すれば時價評定法に従ふも庶幾くは着實の結果を見るを得ん

財産目録

勘定科目			金額	
現金				
手許有高合計			¥	3630500
商品				
和洋羅紗參種	五百九拾噶	¥	1760-	
高帽子取合	四拾打	"	1000-	
西洋紙貳種	六百五拾束	"	1115-	3875-
人名勘定				
貳口合計		"	76-	
受取手形				
壹葉		"	27500	
合計		¥	7609-	

明治三十年十二月三十一日  
佐野善作



前掲貸借対照表及び財産目録に特に署名せしは商法第三十二條に従ひしものなり本條に曰く「各商人は開業の時及び爾後毎年初の三ヶ月内に又合資會社及び株式會社は開業の時及び毎事業年度の終に於て動産不動産の總目録及び貸方借方の對照表を作り特に設けたる帳簿に記入して署名する責あり」と然れども商人が其帳簿に記載する財産目録及び貸借對照表に署名するの責任あるは是れ我商法特異の規定にして各國に其例少なし吾人は我商法立法の精神何所に存するやを知らずと雖も未だ其必要を認ること能はざるなり

## 第九章 元帳結算

元帳結算 Closing は或期間損益の額を調べ以て資本を増減し商業の盛衰を明かにせむか爲め行ふ所のものなり理論上より言ふときは營業上一取引を爲し損益を生すれば資本は其都度増減すること明かなるが故に取引毎に資本勘定を増減すること正當なるか如しと雖も如何なる營業にても取引の都度帳簿上其資本の高を増減するは甚だ煩雜にして到底實行し得べからざるか故に當初元入の高は或期間之を増減することなくして据置き元帳の結算を以て纏めて其増減を爲すを便とす之れ元帳結算の必要ある所以なり會社の會計にありては資本は永時増減することなくして据置き利益あれば之を株主又は社員に配當し損失あれば積立金若くは次期の利益を以て之を補填し元帳結算を以て資本を増減することなし其方法は後章之を詳述せむ

元帳の結算は通常一年を二季に分ち六月及び十二月の末に於て之を施行すること多し然れども其期を定むるは全く營業者の隨意にして適宜に一年に二



大陸法

回三回若くは四回の決算を爲すも差支なきのみらず時宜によりては臨時に之を行ふこともありとす

元帳結算是其方法に大陸法及び亞米利加法の二別あり其種類に平常結算一に普通結算と謂ふ及び閉業結算一に純粹結算と謂ふの二類あり大陸の結算法は凡そ元帳に登記せらるべき事項は何事に依らず必ず日記帳仕譯帳(仕譯日記帳を用ゐたるときは仕譯日記帳金銀出納帳の如きを主要簿として用ゐたるときは亦其帳簿を経由すべしとの趣意に基き元帳結算の爲め元帳に記入する事項は悉く先づ日記帳及び仕譯帳に記入し夫より元帳に轉記し以て結算を行ふものにして亞米利加の結算法は日記帳仕譯帳を経由することなくして直ちに單獨に元帳に於て結算を行ふものを云ふ本章に於ては簡便を主とし専ら亞米利加法に據り大陸法の結算是之を後章に譲る讀者夫れ之を体せよ

平常結算

平常結算とは營業中或る季末に於て行ふものにして一旦結算を爲すも引續き元帳を繼續し能ふ所のものなり

閉業結算

閉業結算とは全く營業を閉鎖するときに行ふものにして結算の上は最早元

亞米利加法

順序

帳を繼續せざるものを云ふ

元帳結算是其種類の如何を問はず各勘定口座の貸借雙方の金額を比較し其差高を假りに金額の小なる方に記入し以て貸借を平均せしめ又別に其差高を集めて損益及び資産負債の高を知らしむるものなり今左に平常結算及び閉業結算の順序を述べむ

甲、平常決算の順序

第一、元帳に損益勘定の口座を開設すべし但し既に設けあれば新に之を開くに及ばず

第二、財産目録に掲けたる金額を夫れに相當せる各口座の貸方へ繰越として朱記すべし

第三、資本主勘定を除き各勘定科目の順序を逐ひ損益に屬すべきものは之に損益として其貸借双方の中金額の小なる方へ其差高を朱記し同時に損益勘定の反對の側へ其勘定の名稱と共に其金額を黒記し其丁數の欄には其勘定の丁數を元字と共に黒記し直ちに損益勘定の丁數を此朱記の所へ朱記すべし。資



産負債に屬すべきものは之に繰越として貸借何れか金額の小なる方へ其差高を朱記すべし商品勘定の如き損益及び資産負債の雙方に屬すべきものは其双方に就て記入せらるべきや勿論なり

第四、損益勘定の貸借を比較して其小額なる方へ資本主として資本主口座の丁數と共に其差高を朱記し同時に資本主勘定の反對の側へ損益として其丁數と共に其金額を黒記すべし

第五、資本主口座の貸借を比較し金額の小なる方へ繰越として其差高を朱記すべし

第六、總ての口座を合計すべし

第七、繰越高を有する勘定は皆前に繰越として記入したる金額を其口座に於て其朱記と反對の側へ同じく繰越として黒記すべし但し丁數の欄には其同口座の丁數を元字と共に記入すること第三手續に同じ

第八、資本主勘定を始め各口座の繰越たる記入の金額のみを以て繰越計算表を製すべし

## 乙、閉業決算の順序

閉業決算は損益勘定の外又別に残高勘定なるものを設け平常決算に於て繰越とする所を残高とし之に損益勘定と同一の手續を以て記入し平常決算の順序中第七第八の手續を爲さざるものを云ふ更に之を詳述すれば左の如し

第一、損益勘定及び残高勘定の二座を開く可し但し既に損益勘定の口座あれば之を新設するに及ばず

第二、財産目録に掲げたる金額を夫れに相當せる各口座の貸方へ残高として朱記し同時に之を残高勘定の借方へ其各口座の名稱及び丁數と共に黒記し直ちに残高勘定の丁數を元字と共に其朱記の所へ朱記すべし

第三、資本主の口座を除き各勘定の順序を追ひ損益に屬する勘定は之に損益として其貸借双方の中金額の小なる方へ其差高を朱記し之を直ちに損益勘定の反對の側へ其勘定の名稱と共に黒記すべし但し丁數記入は第二手續に倣へ資産負債に屬する勘定は之に残高として其貸借の金額の小なる方へ其差高を朱記し同時に残高勘定の反對の側へ其勘定の名稱と共に之を黒記すべし但



し丁數記入は第二手續に倣ふべし

第四、損益勘定の小なる方へ〔資本主〕として其差高を朱記し直ちに之を資本主勘定の反對の側へ〔損益〕として黒記すべし但し丁數記入は第二手續の通り心得べし

第五、資本主勘定の金額の小なる方へ〔残高〕として其差高を朱記し同時に残高勘定の反對の側へ〔資本主〕として之を黒記すべし丁數記入は第二手續の通りすべし

第六、資本主勘定を始め總口座を合計すべし

元 帳 平常結算  
記 入 濟



商 品

4				4			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 3	現金	1	¥2200	12 5	現金	1	¥900
" 9	支拂手形	"	"1200	" 6	須藤商店	"	" 50
" 14	"	"	"1000	" 12	受取手形	"	" 27 500
" 28	渡邊商店	2	"1000	" 16	現金	2	" 10 500
" 31	損益	11	" 194	" 18	上田仙吉	"	" 56
				" 25	現金	"	" 675
				" 31	繰越	4	"3875
			¥5594				¥5594
12 31	繰越	4	¥3875				

須藤商店

5				5			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 6	商品	1	¥ 50	12 23	現金	2	¥ 30
				" 31	繰越	5	" 20
			¥ 50				¥ 50
12 31	繰越	5	¥ 20				

支拂手形

6				6			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 20	現金	2	¥ 500	12 9	商品	1	¥1200
" 31	繰越	6	"2200	" 10	肥田商店	"	" 500
				" 14	商品	"	"1000
			¥2700				¥2700
				12 31	繰越	6	¥2200

資 本 主

1				1			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 1	肥田商店	1	¥ 500	12 1	現金	1	¥5000
" 31	損益	11	" 91				
	繰越	1	"4409				
			¥5000				¥5000
				12 31	繰越	1	¥4409

現 金

2				2			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 1	資本主	1	¥5000	12 3	商品	1	¥2200
" 5	商品	"	" 900	" 14	營業費	2	" 20
" 16	"	2	" 10 500	" 20	支拂手形	"	" 500
" 22	須藤商店	"	" 30	" 31	營業費	"	" 265
" 25	商品	"	" 675	" "	繰越	2	"3630 500
			¥6615 500				¥6615 500
12 31	繰越	2	¥3630 500				

肥田商店

3				3			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 10	支拂手形	1	¥ 500	12 1	資本主	1	¥ 500



**損 益**

11		明 治 三 十 年		損 益		明 治 三 十 年	
明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額	明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額
12 31	營 業 費	元 8	¥ 285	12 31	商 品	元 4	¥ 194
			—	" "	資 本 主	元 1	" 91
			¥ 285				¥ 285

**繰越試算表**  
明治三十年十二月三十一日

丁	勘定科目	借方	貸方
1	資本主		4409
2	現金	3630	500
4	商 品	3875	—
5	須藤商店	20	—
6	支拂手形		2200
7	受取手形	27	500
9	上田仙吉	56	—
10	渡邊商店		1000
		7609	7609

○ 元帳、此の通り取付、此表は不同、  
 元帳、此の通り取付、此表は不同、  
 九三

**受取手形**

7		明 治 三 十 年		受 取 手 形		明 治 三 十 年	
明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額	明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額
12 12	商 品	1	¥ 27 500	12 31	繰 越	元 7	¥ 27 500
12 31	繰 越	元 7	¥ 27 500				

**營 業 費**

8		明 治 三 十 年		營 業 費		明 治 三 十 年	
明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額	明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額
12 14	現 金	2	¥ 20	12 31	損 益	元 8	¥ 285
" 31	" "	" "	" 265				
			¥ 285				¥ 285

**上 田 仙 吉**

9		明 治 三 十 年		上 田 仙 吉		明 治 三 十 年	
明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額	明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額
12 18	商 品	2	¥ 56	12 31	繰 越	元 9	¥ 56
12 31	繰 越	元 9	¥ 56				

**渡 邊 商 店**

10		明 治 三 十 年		渡 邊 商 店		明 治 三 十 年	
明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額	明 治 三 十 年	摘 要	仕 丁	金 額
12 31	繰 越	元 10	¥ 1000	12 28	商 品	2	¥ 1000
				12 30	繰 越	元 10	¥ 1000



元

帳

閉業結算  
記入濟



4 商 品					
明治三十年	摘要	仕丁金額	明治三十年	摘要	仕丁金額
12 3	現金	1 2200—	12 5	現金	1 900—
" 9	支拂手形	" 1200—	" 6	須藤商店	" 50—
" 14	"	" 1000—	" 12	受取手形	" 27500
" 28	渡邊商店	2 1000—	" 16	現金	2 10500
" 31	損益	11 194—	" 18	上田仙吉	" 56—
			" 25	現金	" 675—
			" 31	殘高	12 3875—
		¥ 5594—			¥ 5594—

5 須藤商店					
明治三十年	摘要	仕丁金額	明治三十年	摘要	仕丁金額
12 6	商 品	1 50—	12 22	現金	2 30—
			" 31	殘高	12 20—
		¥ 50—			¥ 50—

6 支拂手形					
明治三十年	摘要	仕丁金額	明治三十年	摘要	仕丁金額
12 20	現金	2 500—	12 9	商 品	1 1200—
" 31	殘高	12 2200—	" 10	肥田商店	" 500—
			" 14	商 品	" 1000—
		¥ 2700—			¥ 2700—

九七

資 本 主					
明治三十年	摘要	仕丁金額	明治三十年	摘要	仕丁金額
12 1	肥田商店	1 500—	12 1	現金	1 5000—
" 31	損益	11 91—			
		¥ 5000—			¥ 5000—

現 金					
明治三十年	摘要	仕丁金額	明治三十年	摘要	仕丁金額
12 1	資本主	1 5000—	12 3	商 品	1 2200—
" 5	商 品	" 900—	" 14	營業費	2 20—
" 16	"	2 10500—	" 20	支拂手形	" 500—
" 22	須藤商店	" 30—	" 31	營業費	" 265—
" 25	商 品	" 675—	" 31	殘高	12 661500—
		¥ 6615500			¥ 6615500

肥田商店					
明治三十年	摘要	仕丁金額	明治三十年	摘要	仕丁金額
12 10	支拂手形	1 500—	12 1	資本主	1 500—

九六



損 益

11				11			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 31	營業費	8	285—	12 31	商 品	4	194—
					資 本 主	1	91—
			7 285—				7 285—

殘 高

12				12			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 31	現 金	2	3630 500	12 31	支拂手形	6	2200—
" "	商 品	4	3875—	" "	渡邊商店	10	1000—
" "	須藤商店	5	20—	" "	資 本 主	1	4409—
" "	受取手形	7	27500				
" "	上田仙吉	9	56—				
			7 7609—				7 7609—

明治三十年  
 十二月三十一日  
 損益計算書  
 九九

受 取 手 形

7				7			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 12	商 品	1	27500	12 31	殘 高	12	27500

營 業 費

8				8			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 14	現 金	2	20—	12 31	損 益	11	285—
" 31	"	"	265—				
			7 285—				7 285—

上 田 仙 吉

9				9			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 18	商 品	2	56—	12 13	殘 高	12	56—

渡 邊 商 店

10				10			
明治三十年	摘要	仕丁	金額	明治三十年	摘要	仕丁	金額
12 31	殘 高	12	1000—	12 28	商 品	2	1000—



## 第十章 商業帳簿に関する法規

我商法は其第一編第四章に商業帳簿に就て十一ヶ條の規定を爲し又第三編第九章有罪破産の下に之に關する制裁を設けたり左に之を摘録して以て讀者の參考に資せむ

商業帳簿  
法

## 第一編 第四章 商業帳簿

第三十一條 各商人は其營業部類の慣例に従ひ完全なる商業帳簿を備ふる責あり殊に帳簿に日々其取扱ひたる取引他人との間に成立ちたる自己の權利義務受取り又は引渡したる商品支拂ひ又は受取りたる金額を整齊且明瞭に記入し又月々其家事費用及び商業費用の總額を記入す  
小賣の取引は現金賣と掛賣とを問はず逐一之を記入することを要せず日々の賣上總額のみを記入す

第三十二條 各商人は開業の時及び爾後毎年年初の三ヶ月内に又合資會社及び株式會社は開業の時及び毎事業年度の終に於て動産、不動産の總目録及

ひ貸方借方の對照表を作り特に設けたる帳簿に記入して署名する責あり  
財産目録及び貸借對照表を作るには總ての商品債權及び其他總ての財産に當時の相場又は市場價值を附す辨償を得ることの確ならざる債權に付ては其推知し得べき損失額を扣除して之を記載し又到底損失に歸す可き債權は全く之を記載せず

第三十三條 每半ヶ年又は每半ヶ年内に利息又は配當金を社員に分配する會社は每半ヶ年に前條記載の責を盡す可し

第三十四條 各商人は十ヶ年間商業帳簿を貯藏し火災又は其他の意外の事變に因りて喪失又は毀損せざることに注意する責あり

第三十五條 商人の商業帳簿は其一身の所有物にして破産又は會社清算の場合を除く外官權を以て之を交付せしむることを得ず

第三十六條 然れども相續に關する事件、共通に關する事件、分割に關する事件及び業務取扱に關する争訴に付き當事者の申立に因り裁判所の命令あるときは總ての商業帳簿を差出さるることを得ず



第三十七條 争訴中原告又は被告の申立あるときは受訴裁判所は相手方の商業帳簿の開示を命じ其所有者の面前に於て右争訴事件に關する記入の檢閲又は時宜に因りて其謄寫を爲さしむ若し其帳簿か他の地に在るときは右裁判所は其地に就き又は其地の裁判所に囑託して檢閲又は謄寫を爲さしむ

第三十八條 何人にてても商業帳簿又は其中の一を開示す可き裁判所の命令に従はざる者は之を以て証す可き争訴事件に付き自己の不利と爲る推定を受く但其開示せざりしは自己の過失に非ざることを證し又は疏明し得るときは此限に在らず

第三十九條 商業帳簿の記入の證據力は裁判所事情を斟酌して之を判決す然れども其記入のみを以て記入者の利益と爲る可き十分の証と爲すを得ず但相手方に於ても亦其記入を援用したるとき又は相手方か商人にして自己の帳簿に於ける反對の記入を以て之に對抗し能はざるとき又は相手方に於て其不正なることを少しにても信認せしめ得ざるときは此限に

在らず相手方其記入を援用したる場合に於て之と連絡せる記入あるときも亦同し

第四十條 原告被告雙方の商業帳簿の記入相抵觸して解明し能はざるときに於ても裁判所は事情を斟酌して其證據物を全く擲棄すると否と又は一方の帳簿に一層の信用を置くと否とを判決す

第四十一條 商業帳簿か十分の証と爲らざる總ての場合に於ては裁判所か事情を斟酌して定む可き他の證據を以て之を補充することを得

有罪破産

第三編 第九章 有罪破産

第一千五十條 (前略) 債權者に損害を被らしむるの意思を以て貸方財産の全部若くは一分を藏匿し若くは借方現額を過度に掲げ又は商業帳簿を毀滅し藏匿し若くは偽造變造したるときは詐欺破産の刑に處す

第一千五十一條 破産宣告を受けたる債務者か支拂停止又は破産宣告の前後を問はず左に掲ぐる行爲をなしたるときは過怠破産の刑に處す

第一、(省略) 第二、(全上) 第三、(全上) 第四、(全上)



第五、商業帳簿を秩序なく記載し藏匿し毀滅し又は全く記載せざるとき  
 第六、第三十二條、第九百七十九條又は第千三條第二項に規定したる義務  
 を履行せざるとき

(以下省略)

抄録せむ

今尙は茲に貿易備考に據り英米佛獨の商法中に就て其帳簿に關する規定を

英法

英國

商賈をして一定せし冊數一定せし種類の帳簿を備へしむるの定法な  
 し然れども破産法に従て正當の帳簿を製し其計算をなすは商賈の本分な  
 りとす若し帳簿を製して其誤謬を防かず又時々決算をなさず或は先後の  
 順序を亂り中間餘白なく元帳の計算を記せず或は金銀出納帳を正當に備  
 へ置かざる者は熟れも証書の付與を拒絶せらるゝの理由あるものとす  
 若し破産人其營業の間故意若くは其業務の實況を掩蔽するの意思を以  
 て正當なる計算帳を省き又其帳簿を備ふるも或は殘缺疎漏簡慢或は債主  
 を欺くの意を以て帳簿書類等を破却し又は之を變換し之を偽造し若くは

詐偽の記入を爲さば并に輕罪を以て論し三年の禁獄に處す

商業帳簿に記入せしものは之を記録せし人の死後の証憑となすをあり  
 但し其記入は措辨せし事實と同時に之を筆記せしものならざる可からず  
 又業務の常慣にて其記入せし人の職分として之が全部を記せしものなら  
 ざる可からず又其記入せし人は其事實に親炙せし人ならざる可からず然  
 れども生存せる舖商人自ら其帳簿に記入せしものは證據となすを得ず  
 何となれば何人と雖も自ら證據を爲すを許さゞればなり然れども  
 舖商人は尙證人となり法廷に出て其記憶を助くるが爲めに其帳簿を用ゆ  
 るとは之を妨げず又帳簿は常に指示の證據と爲すを得べし指示の證據  
 とは直ちに其物を以て證據と爲すを能はずと雖ども直接に證據と爲るべ  
 き他物を指示する證左と爲すを云ふ

米法

亞米利加合衆國

自己の帳簿を以て證據とするの法律は各地少しく異同あり  
 然りバリーモンド、コンネクテカット、デラウエア、メリーランド諸州の法例は一  
 ケ年十磅以下の金額に就ては自己の記入を以て證據となすを許すバリー



ニヤ、南北カロリナ、テンネッシー、ルイジヤナ等の諸州に在ては原被各其自ら記入せし帳簿を以て證據となし其他の諸州に於ても亦諸種の制限に循ひ慣習法に據て帳簿を證據となすを許す但し豫め裁判所に進致し之が檢閲を受けざる可からず而して各商人は其財産と負債との成行を比計し毎年其對照表を作り特に設けたる帳簿に之を記載せざる可からず但し商業の種類に依り二年毎に之を作るものは此限にあらざ對照表には自ら記名せざるべからず財産は時價を以て其價格を定め疑はしき債權は其推定の最も正しきものに從て之を記し到底辨濟の見込なきものは之を省略すべし帳簿は通常の國語を以て之を記し且つ之を裝綴して其丁數を附すべし商人は其帳簿及び書類を最後の記入より十ヶ年間保存するの義務あり正當に保存せる帳簿と雖も其證據力は法官の意見に任ずるものとす争訟の際は裁判所より帳簿の開示を命ずるとあり若し之を拒むときは一方の帳簿記入を以て確實と認め其之を拒みたる者の不正を糾すの証左に供すべし

## 佛蘭西

凡そ商人は日記帳を設備し毎日其貸借取引及び爲替手形の賣買引受或は裏書其他何等の名目に拘らず總て収支したる金額を記入し且つ毎月の費用を記入すべし、要用ならざる帳簿は取て之を作らざるも此日記帳は必ず設備すべきものとす又諸方の來狀を收束し我より發したる信書は必ず之を一帳簿に謄録すべし又毎年自己の動産不動産の總目錄を製し之を特に設けたる帳簿に謄録すべきものとす

日記帳及び財産目錄帳は一年一次尋常の法式に從ひ商法裁判所の裁判役又は邑長若しくは其輔佐の檢査を受く可し帳簿は月日の順序に從ひ餘白脱漏傍邊の記入なく記載せんとを要す帳簿の紙片は一葉と雖ども之を裂取る可からず去れど書狀を謄録する帳簿の如きは強て此等の法式に據るを要せず又帳簿を保存せず若しくは之を保存するも其法充分ならず又不正に之を保存せし商人は裁判宣告に通常の破産人を以てすべし又帳簿を藏匿し或は之を毀損せし商人は詐僞の破産人となす總て商人は是等の帳簿を保存すると十年を期すべし又商人は法律上に明文なき他の帳簿を保



存すると多し即ち元帳賣買上金銀出納帳等にして是等は日記帳及び財産目録帳と同一く法律上裁判所に於て證據となすは法官に於て之を許すとあり

獨法

獨逸 各商人は必ず日記帳及び書狀謄寫簿を設備せざる可からず日記帳には其措辨せし事務其經紀せし證據書類及び承諾裏書又は交付せし証券類其他總て收支せし所の事項を悉く記入せざる可からず此帳簿は商法裁判所の官吏之に番號を附し信印を捺するものにして常に官吏の檢閲を請受せざる可からず其他の規定は大抵我商法と同一し

### 第十一章 開業の種類及び事業の結果

開業三類の區別

凡そ商業を營む者は或は資産を有する者あり或は之を有せざるものあり又或は負債を有する者あり或は之なき者ありて一様ならず是に於て乎開業に三類の區別あり第一資産を有して開業する場合第二負債を有して開業する場合第三無資無債にて開業する場合是なり

第一類 資産を有して開業する場合 此類に屬する開業は純然たる資本を有して業を始むる場合を謂ふ例へは今或人壹萬圓の資産を有し別に五千圓の負債ありて開業するとせば其資産と負債とを差引し殘五千圓は即ち純資本なり斯の如き場合は即ち資産を有して開業するものにして資産のみを有して負債なき場合と其類を同ふす

第二類 負債を有して開業する場合 此類に屬する開業は純負債を有して業を始むる場合を謂ふ例へは今或人貳萬圓の負債と壹萬圓の資産とを有して開業するとせば差引壹萬圓は即ち純負債なり故に資産を有せず單に負債のみを



以て開業するときと其類を一にす

第三類、無資無債にて開業する場合、此類の開業は資産と負債と同額なるか若くは全く無資無債にして單に信用に依りて業を始むる場合を謂ふ

右三類の開業より事業の結果茲に十三類の變化を生ず之を開業十三類の變化と云ふ即ち第一類の開業より生ずるところの五類の變化、第二類の開業より生ずるところの五類の變化及び第三類の開業より生ずるところの三類の變化是なり今左に之を細説せむ

第一類開業の結果五類の變化

第一變化、此變化は商業の結果若干の利益を得當初元入の資本に向若干の増加を來したる場合を云ふ即ち商業の隆盛繁昌を示すものなり

第二變化、此變化は商業の結果若干の損失を蒙り當初元入の資本を減少せる場合を云ふ即ち營業の不繁昌なりしことを示すものなり

第三變化、此變化は商業の利益損失相償ひ資本に増減を結果せざる場合を云ふ即ち營業の靜穩なりしことを示すものなり

第四變化、此變化は甚しき損耗を蒙り資本の全部を盡したる場合を云ふ即ち商業の甚だ不振なりしを示すものなり

第五變化、此變化は非常の大損亡を爲し當初元入の資本盡く滅却したるのみならず尙其上に若干の負債を残したる場合を云ふ即ち商業の最も衰頹したることを示すものなり

第二類開業の結果五類の變化

第一變化、此變化は商業の結果若干の損亡を蒙り當初の負債に向損失を加へて負債の額を増加したる場合を云ふ即ち營業の不繁昌なりしことを示すものなり

第二變化、此變化は商業の結果若干の利益を得當初負債の幾分を償却せし場合を云ふ即ち商業の隆盛繁昌を示すものなり

第三變化、此變化は商業の利益損失相償ひ負債高開業の當時と更に差異なき場合を云ふ即ち商業の靜穩なりしことを示すものなり

第四變化、此變化は若干の利益を得當初の負債を盡く償却し得たる場合



を云ふ即ち商業の甚だ隆盛なりしことを示すものなり

第五變化、商業の結果大に利益を博し當初の負債を盡く償却し得るのみならず尙若干の純資産を残したる場合を云ふ即ち商業の最も振興せしことを示すものなり

第三類開業の結果三類の變化

第一變化、此變化は商業の結果若干の純利益を得若干の純資産を残したる場合を云ふ即ち營業の繁昌を示すものなり

第二變化、此變化は若干の損失を蒙り若干の負債を生したる場合を云ふ即ち營業の不繁昌なりしことを示すものなり

第三變化、此變化は商業の利益損失相償ひ其資負債共に開業の當時と同額にして毫も増減せざる場合を云ふ即ち營業の靜穩なりしことを示すものなり

### 第貳編 第貳學期

第一學期に於ては簿記の大体を講述せり今や第二學期に於て更に進んで稍綿密の研究を遂げんと欲す然れども貸借の意義取引の種類等は之を再論するの必要を見ざるか故に之を省略し専ら勘定科目に就きて論述せむ

前學期にも述べたるか如く會計上有らゆる勘定を大別して二種とす

第一 資○産○負○債○に○屬○す○る○勘○定○

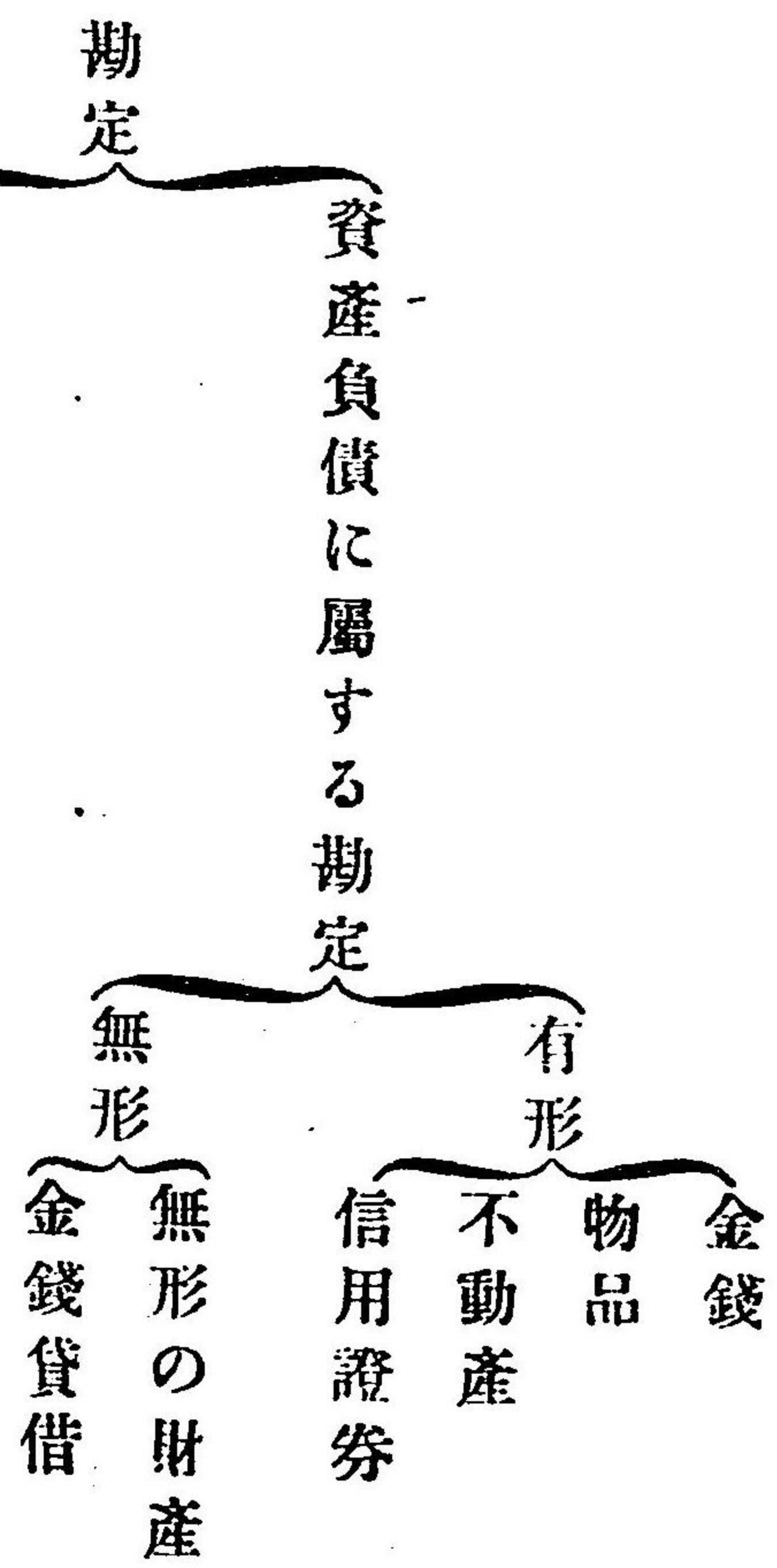
第二 損○益○に○屬○す○る○勘○定○

是なり然れども會計を處理するに當り各勘定の細目に亘らず唯此二大勘定のみを以てするときは甚だ漠然として其勘定の種類を知ること能はざるか故に更に此二勘定を數多の勘定に小別し以て會計を整理するを法とす之を勘定科目の分類と云ふ然而して勘定科目の分け方の巧拙は會計を處理する上に至大の影響を及ぼすものなるか故に必ずや千思萬考の上勘定科目を分ち一度定めたる以上は始終之に隨ひ中途より其名目を變し同一類の勘定に二種の科目



を以てする等のことある可からず若し此點に注意せず屢々異名の勘定科目を用ゆるときは期末結算の際會計緝亂して大に困難を感ずることあるのみならず果ては累年の統計をも作ること能はずして終に營業の消長盛衰を察するの具を失ふに至るや必然なり注意せざる可けんや

勘定科目の分類は營業の種類規模の大小により勿論差異あるべしと雖も大體の標準決して之なきに非ず以下左表を基として其最も普通なるものを擧げて之か説明を下さむ



損益に屬する勘定——無形——  
 勤勞 有價物之功用  
 不測の出來事



有形  
金銭

第一類 資産負債に屬する勘定

一一六

第一項 有形物

第一、金<sup>○</sup>錢<sup>○</sup> Money. 簿記に於ては金<sup>●</sup>錢<sup>●</sup>を表示するには金<sup>●</sup>銀<sup>●</sup>若くは現<sup>●</sup>金<sup>●</sup> Cash a/o. なる科目を以てするを通例とす、金<sup>●</sup>錢<sup>●</sup>とは交換の媒介價格の尺度たる一種の物品にして一定の形状、重量、品質を有し其表面には其價額を明録する所のものなり而して茲に記憶すべきは簿記に於ては其國其時の通用貨幣によりて總ての價を測定するものなるか故に當時通用せざる貨幣又は其實價の鑄銘せる價額と相附合せざる貨幣等は之を金<sup>●</sup>錢<sup>●</sup>と見做さるゝことは是なり例之は今商品五千圓を賣り其代りに慶長小判又は天保錢杯を受入るも之れ金<sup>●</sup>錢<sup>●</sup>を受入れたるに非ず又我國目今の通用貨幣たる銀貨を出し其百八拾圓を以て百圓金貨を買入るゝも其受取たる金貨は之を金<sup>●</sup>錢<sup>●</sup>と見做さずして一種の物品と見做すが如し即ち此場合には慶長小判金貨等の勘定科目を設け其の仕譯は左の如くなるべし

慶長小判 5000— 商 品 5000—  
金 貨 180— 現 金 180—

紙幣

正貨幣と同一に通用するものにして紙幣なるものあり紙幣は正貨の代表物にして其の用全く正貨に等し而して紙幣には兌換紙幣不換紙幣の二種あり就中兌換紙幣は要求次第所持人に其代表する所の正貨を仕拂ふことを約束するものにして一種の約束手形に外ならざるか故に之を信用證券とするも可なるか如しと雖も之を信用證券中に加せずして特に金<sup>●</sup>錢<sup>●</sup>中に加へたる所以のものは他に特異の點之あればなり即ち左の如し

- 一、紙幣は法定貨幣あり故に正貨を以て借入れたる金員を返済するに當り紙幣を以てするも貸主は之を拒むことを得ず然るに他の信用證券にありては然らず
- 二、紙幣は受授したる以上は渡主は之に對して何等の責任を留保せず故に贖造紙幣の如きは最後の所持人の損に歸す然れ其他の信用證券にありては然らず

一一七



三、他の信用證券は其效力を消滅する一定の期限を有すれども紙幣は永時流通すべきものと推定せらる

右述ふるか如く金銭は正貨及び紙幣より成る然れども簿記に於ては信用證券中要求拂手形若くは満期の手形の如く其性質直ちに現金と引換へ得べきものは之を金銭と見做すを通例とす其他銀行小切手振出手形送金手形等亦多くは一覽拂なるを以て金銭と見做さるゝなり(後に説明す)

第二、物品 物品を分て三種とす商品備品及び貯藏品是なり

甲、商品 Goods or Merchandise. 商品とは營業上自己の計算に由て轉賣營利の目的を以て買ひ入れたる物品の總稱なり更に之を詳説すれば

一、商品は營業上賣買するものたらざる可からず、織物商か一時株分の利あるを見て其若干を買入れ其騰貴するを俟て之を賣却するか如きは所謂商品を賣買するものにあらず何となれば株券の賣買は此織物商の營業に非ればなり故に此場合に於ては株券は商品中に編入して計算すべきものに非ざるなり

金銭と同視するも

物品

商品

二、商品は自己の計算に由て賣買するものたらざる可からず、自己の計算に由るとは自ら夫より生ずる損益を負担すと云ふ義なり故に例へば他人の計算に由て賣買する委託品の如きは商品勘定に入る能はざるが如し何となれば其物品の所有權は自己に之あらざればなり又他人と共同の計算を以て賣買する組合品の如きは單に自己の計算に由らず仲間の計算を以て賣買するものなるか故に純粹の商品と云ふ可からず故に之を商品と混同せざるを要す

三、商品は轉賣營利の目的を以て買入れたるものたらざる可からず、例へば不用の器具を賣捌くか如きは商品を賣却するものに非ず何となれば器具は始め買入の際轉賣するの目的を以て仕入れたるものに非ればなり又農夫か己れの作りたる農産物を賣るか如きは商品を賣るものに非るなり何となれば農産物は農夫自ら作りたるものにして轉賣の目的を以て買入たるものに非ればなり  
商品の所有權既に己に歸し純然自己の商品として見る可きものも其手許に



未着商品

在ると否とにより區別を立つる事あり此二者は強ち區別せざるも妨なしと雖も之を區別すれば計算上甚た便利なるを以て區別するを例とす即ち其所有權既に己れに歸し他日手許に到着するものなりと雖も未だ到達せざるものは之を未着商品 Goods to arrive と稱し特に未着商品なる勘定科目を設くるか如し例へば龍動本船渡 (F.o.b. London) にて龍動 A 某より掛にて或商品を買入たりとせむに彼地に於て船載と同時に自己に所有權移轉するか故に實際其商品到着せざるも積込の通知に接すると同時に

未着品 (借)

A 某 (貸)

と仕譯を爲し該品到着の上之を商品に振替へ

未着品

未着品

と仕譯を爲すなり然而若し未だ到達せざるに之を他へ轉賣する時は商品勘定に振替を爲さずして未着品勘定の儘之れを處理するものとす例へば現金にて (Cash against document) 船積證書 B/L を賣渡したる場合には其仕譯は左の如くなるべし

現金

未着品

積送品

又他人に賣捌きを委託せむか爲め發送する所の商品の如き同しく所有權已れにありて其賣買は己れの計算に依りて之を爲すものと雖も之を自己の手許に於て賣捌かず代理商の手許に送り付け手数料(口錢)を拂ひ賣捌かしむるか故に之を商品と區別して積送品 Consignment to.....なる口座を開き以て之を處理するを法とするか如し即ち例へば商品を賣捌委託の爲め積送れば

積送品

積送品

と仕譯し此積送品賣捌濟となり賣上計算書到着し併せて手取金(賣價より口錢諸掛を差引きたるもの)の送金を受ければ

現金

積送品

と仕譯するか如し斯の如くせば我倉庫の内外に在る所のものを區別し得るか故に手許にて賣捌くものと代理商に依頼して賣捌くものとより生ずる所の損益を別々に見るを得べきなり

又當方より積送りたるものに反し他人より賣捌委託の爲め商品を送付られ

委託品



たるときは其倉入したる商品は所有權先方にあり當方は只之を預りたるに止まれば我簿記計算に關係なきものとす故に之を記帳するに及ばず只之に對し運賃其他の立替金を爲したる時に限り委託品 Consignment from……なる科目を設け其金額を其借方に記入すれば足れり而して其委託品を賣捌き其代金を受入たる時は其全額を貸方に記入し貸借双方の差即ち賣上金の内より運賃其他の立替金を差引きたる殘より更に當方の手数料を差引き荷主の手取金を算出し之を荷主に通告したるときは其手数料と手取金とを其借方に記入し以て其計算を結了するものとす之を要するに委託品は賣買の商品なりと雖も其所有權たるや荷主にありて之より生ずる損益は直接に荷主の負担となるか故に之を當方の帳簿中商品として記載すべきものに非ざるや明白なり尙ほ積送品及び委託品の事は後段例題を設けて其記帳式其他の要件を説明すべし

今や更に歩を進めて組合商品 Goods on Joint A/c (Misc. in Company) の事を述ぶるの順序なりと雖も元來組合商品の記帳式たる頗る繁雜なるものあり隨て初學者に取りては甚た了解に苦むの點なきに非ざるを以て暫く之を措き之を後段に

什器

譲り讀者の稍々簿記思想を得るを俟て之を學習せしめんことを期す

乙、備品又什器 Furniture 備品とは營業上使用する爲め備へ付くる所の什器を云ふ但し茲に所謂使用とは一度限りの使用に非ず多少永久の性質を有するものにして幾度か其效用を繰返し得べきものを云ふなり筆墨紙の如きは其使用期最も短かく一時限りと云ふも大過なし故に備品に非ずして消耗品なり之に反して卓子椅子火鉢等は其使用久しきに堪ゆるか故に備品なり然れども消耗品と備品との區別は恰も動植物の區分に於けるか如く時に頗る明かならずして或人の消耗品として數ふるものも他の人は之を備品と爲すことあり確然其區別を示し難し故に是等は人々の意見に任するの外なしと知るべし

貯藏品

丙、貯藏品 貯藏品とは貯藏せる消耗品を意味す消耗品とは營業上使用するものにして其効用一度限りのものを云ふ筆墨紙茶薪炭杯之に屬す抑々消耗品と備品とを區別するの必要は前者は損益勘定に屬し後者は資産負債即ち殘高勘定に屬するの點に在り然れども前述せしか如く元來此二者間には確乎たる分界を立つること能はざるか故に物により往々混同せらるゝのみならず日



資産とし  
て取扱ふ  
場合

用品中には其性質全く備品なりと雖も便宜上消耗品中に編入せらるゝものあり而して便宜上何れに屬せしむるかを定むる上に於て標準とする所茲に二あり曰く保存期限の長短曰く價格の多寡是なり

消耗品は通常其買入の際直ちに消費するものとし之を損失と爲すを法とすと雖も巨額の消耗品を一時に買入れ貯藏し置くが如き場合に於ては直ちに之を損益勘定に編入するは不可なり須らく一の財産と認め適宜の勘定例へは貯藏物品勘定を設けて記入し其消耗の都度之を損益勘定に振替ふるを法とす之れ貯藏物品を本章に説く所以なり例へは金壹千圓の消耗品を買入れ之を貯藏し漸次に之を使用するときは其仕譯は左の如くなるべし

貯藏品	1000-	現金	1000-
仕 貯	50-	貯藏品	50-
仕 貯	30-	貯藏品	30-

然りと雖も工場杯に於て製作上使用する石炭の如きは其勘定處理の方法を異にし前述消耗品と同一に取扱はるべきものに非ず即ち買入の際は

石 炭	現金
-----	----

と仕譯して記入し之を製造用に供したるときは製造用材料と全一に見做し

製造勘定	石 炭
------	-----

と仕譯し材料券銀等と全一に製造勘定の借方に記入し製造済の上は

燃 料	燃 料
-----	-----

とし以て製品の原價を形成するものゝ一要素たらしめ決して損益勘定に編入せざるなり

不動産

第三、不動産 Real Estate 不動産とは地所建物并に之に附着せるものゝ總稱

なり其附着せるものとは造作据付機械樹木庭石等の類を謂ひ什器を包含せず簿記計算上不動産は商品の如く之を不動産なる一勘定の下に一括することあれども亦建物地所等の諸科目に分ち別々に計算することあり又或は動産と混同して家屋及什器勘定の如き科目を設けて之を處理することあり孰れにても便宜に従ふべし

元帳結算の際不動産價額の評定は前期にも述べたるかごとく原價を以て据

評價法



置き別に之に對する積立金を設くるの法と時價を以て評定し差あれば之を損益勘定に運ぶの法とあり後者は即ち商法の命する所にして年々の遞減價額を差引き其殘餘を以て時價と見做すを可とす蓋し不動産は商品と異なり通例轉賣營利の目的物に非るか故に財産目錄調製の時に於ける市場價格を以て其價を評定すべきものに非るなり

修繕費

建物の修繕等に費やしたる費用は之が爲め不動産の價額を増加せしめたるときは當然其借方に記入し其價額を大ならしむべしと雖も之が爲め其價を増さざるものは其借方に記入すべからず蓋し建物の如きは年所を経るに隨ひ漸く其價を遞減するものなるにより年々財産目錄を作る毎に其價額を減少せざる可からず然るに營繕を爲したるか爲め其帳簿上に現はる所の現在價額より遙かに高價のものと成りたるときは其價の高まりし丈帳簿上之か價額を増加すべきや勿論なり然れども其高まりし金額は必しも營繕費と全一なるものに非す例へは現在價額壹千圓の家屋を修繕するに當り金百圓を費やしたりとするも營繕後其家屋の實價は壹千百圓に非ずして僅かに五拾圓を増加し一千〇

五拾圓となることあり何となれば其修繕は従前の家屋の外に新に建増したるものに非ずして或は柱を取換へ或は床を直し所々改良したるものに過ぎずして其取換へたる古き柱及び板の如きは修繕前家屋の一部を爲せし間は相當の價を以て評價せられしも今は薪に等しき木片と化し其價極めて小なるものと變したればなり去れば此場合に於て不動産の借方に記入すべき金額は其價を増加したる額即ち五拾圓にして殘餘の五拾圓より古き木材の價を引きたる金額は結局之を損失として損益勘定の借方に記入すべきものとす然りと雖も凡そ修繕費の如きものは其修繕の種類によりては極めて小額にして其都度其割合を算定して之を不動産の借方に記入すること實際上甚だ難きことあるを以て或は豫め金額を定め何圓以下の修繕を爲したるときは其費用は悉皆之を損失と見做すべしと定むることあり

建物機械等の遞減價額算定の方法は先づ其保存期限を算定し其年數を以て原價及其利息と修繕の爲め増加すべき價額との和を除するにあり斯の如くせば即ち一ヶ年の平均遞減價額を算出することを得べし然れども修繕の爲め増

遞減價額  
算定法



加すべき價額は豫め之を知ること能はざるか故に保存年數を以て原價及び利子を除して得たるものに其一二割を加へ之を平均遞減價額として満足せざる可からず

右述ふる所は建物の場合なれども地所にありては其價の變動年々甚だ小なるのみならず其遞減價額等は毫も之なしと謂ふも可なり故に自然の大勢として其價を變動せしむるの外孰れの評價法に従ふも通常原價を以て其價を算定するを法とす

第四、信用證券 Documents of Credit 茲に所謂信用證券とは流通證券と云ふ義にして總て賣買讓與すべきものを總稱す今之を區別して其主要なるものを舉れば左の如し

- 信用證券
  - 金銭を代表するもの
    - 公債證券、大藏省證券、株券、社債券、手形、小切手等
  - 物品を代表するもの
    - 庫預り證券、運送狀、船積證券、等

地所の評價

信用證券

金銭代表證券  
公債證券

其一、金銭を代表する證券

甲、公債證券 Stocks 公債證券は政府及び地方自治体の公衆に對する記名若しくは無記名の負債證券にして賣買讓與し得べき一種の債券なり簿記計算上公債證券は之を一括して公債證券勘定と爲し之を計算することあり又其種類毎に別々の勘定口座を設け或は内國債外國債の二別となし之を處理あることあり又市債(地方債)國債を區別することもあり要するに主簿者の意見に任して可なり

公債證券は一種の債券なるか故に額面の金額及び利子の割合を記載せりと雖も簿記計算上に於ては其表面記載の金額に従ふべきものに非ず應募によるときは其應募價格賣買によるときは其賣買價格を以て記帳計算するを法とす例へは金九拾五圓替にて軍事公債百枚の募集に應したるときは其額面は金百圓なるにもせよ之を

公債證券 9500-

現金 9500-

と記帳し之を金百圓五十錢替にて賣捌きたるときは







株券と社債券とは相類似するものなるも其間著しき差異ありて存せり今其要點を擧ぐれば左の如し

一、株式は會社資本を形成するものなるか故に株券の所有者は即ち社員(株主)なり然れども債券は會社の負債を表するものなるを以て其所有者は會社に對する債權者なり

二、株券の所有者即ち株主は會社の事業如何に依り其損益を共にするものなりと雖も債券の所有者即ち債權者は會社の事業如何に拘はらず常に一定の利息を受くるものとす

三、株式の金額は會社解散の時に非れば株主に拂戻すを要せずと雖も債券の金額は償還期限に至りたる時は假令會社存立中と雖も之を債券所有者に拂戻さざるを得ざるなり又株式は會社資本の一部分なるを以て其債權者たる債券所有者に對し擔保物となるか故に會社解散の場合に於ては債券所有者は株主に先つて債券の償還を受くることを得べく株主は其償還を結了したる後に非れば資本の分配を受くることを得ざるなり

右述ぶるか如く社債券と株券とは全く別種の物なれば簿記に於ても亦明かに之を區別し別の勘定を設けて之を計算すべきなり然れども社債券か會社に對する債權を代表するものなりとて普通の貸附金と混同すべからず何となれば社債券は普通の借用金証書と異なり始めより賣買讓與し得べき性質を有し市場賣買の目的物として取扱はるればなり

手形

成、手形 Bills (受取手形 Bills Receivable) 及び支拂手形 Bills Payable)

手形は或金額か支拂はる可き旨を明記し指圖式又は無記名式にて發行する信用證券なり手形に約束手形及び爲替手形の二種あり

約束手形

爲替手形

約束手形とは振出人か受取人に對し或る定まりたる期日に或金額の仕拂を約束する所のものなり爲換手形とは若干の金額を何某又は指圖人若くは所持人に支拂ふべしと命令したる手形にして振出人受取人及び支拂人の三者の關係より成立するものなり然れども簿記に於ては第一學期に於ても述べたるか如く總て手形は其約束手形たるを問はず受取手形及び仕拂手形の二勘定の下に之を計算し決して約束手形若くは爲替手形など云ふ勘定科



振出

目を設けざることを記憶せざる可からず  
 手形に就き明細のことは商法に於て學ぶ所に於て簿記科の關する所に非ず  
 と雖其日常商賣上普通知らざるべからざる事は簿記例題解釋上に於ても亦必  
 要なるか故に左に其要點即ち振出裏書引受榮譽引受保證支拂榮譽仕拂償還請  
 求拒證書戻爲換等の諸項に就き大略を説述せむ

(一) 振出  
 (甲) 爲換手形 Bill of Exchange 爲換手形の振出に就き記載すべき要件左の  
 如し

- イ、振出の年月日及場所
- ロ、爲換金額但文辭を以て記すべし
- ハ、支拂人の氏名
- ニ、受取人の氏名又は其指圖せられたる人若くは所持人に支拂ふ可き旨  
 及び満期日并に支拂地
- ホ、振出人の署名捺印

爲替手形の雜形

表

一 金五百圓也		番號壹
日附	受取人	仕拂人
三十年六月二十日	甲某	乙某
期限	三十年七月卅一日	

第壹號 爲替手形  
 一金五百圓也  
 右金額明治三十年七月卅一日限甲  
 某殿又ハ同人指圖人へ此手形引換  
 ニ御仕拂可被成候也

東京 佐野商店  
 明治三十年六月二十日  
 乙 某 殿

裏

表面之金額	殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
年 月 日	
表面之金額	殿又ハ同人指圖人へ御仕拂可被成候也
年 月 日	
(右同斷)	
(右同斷)	
表面之金額正ニ受取候也	
年 月 日	



(乙) 約束手形 Promissory Note 約束手形の振出に就き記載すべき要件は左の如し

- イ、振出の年月日及び場所
- ロ、支拂金額 但し文辭を以て記すべし
- ハ、受取人の氏名又は其指圖せられたる人若くは所持人に支拂ふべき旨
- ニ、満期日
- ホ、振出人の署名捺印

約束手形の雛形

表

第 一 金	第 號	約 束 手 形	番 號	受 取 人	日 附	期 限

裏

表面之金額	殿又ハ同人指圖
人へ御仕拂可被成候也	
年 月 日	
表面之金額	殿又ハ同人指圖

振出の記帳式

爲替手形の振出人は之を自己の指圖にて振出し又は自己に宛て振出すことを得べきも約束手形は我商法に據れば振出人の指圖にて之を振出すことを得ず自己の指圖とは自己を受取人とし自分又は自分の指圖人へ云々の文言を挿むものを云ふ

手形を振出したるときは左の通り仕譯して記帳するを法とす

(約手の場合) 貸 出 手 形  
 (爲手の場合) 貸 入 名 (受取人) 貸 入 名 (仕掛人) (但し自己指圖の場合及び自己宛の場合に非ず)

手形記載高金  
 紙用形手  
 満未圓

右金額 月 日 貴殿又ハ貴殿ノ指圖人へ此手形引換ニ無相違仕拂可申候也  
 明治 年 月 日

人へ御仕拂可被成候也
年 月 日
(右同斷)
(右同斷)
表面之金額正ニ受取候也
年 月 日



裏書

方法

指圖式

白地式

(二)裏書△ 手形の裏書は主として二重の效力あり即ち裏書は手形の権利者に屬する手形の權利を他人に移轉せしむ之れ第一の效力なり又裏書は裏書人をして手形上の責任を負はしめ手形の價值を増加す之れ第二の效力なり  
裏書の方法に二種あり

(甲)其年月日場所を掲げ裏書讓渡人之に署名捺印し裏書讓受人の氏名を記載する場合(指圖式)

(乙)單に裏書讓渡人の署名捺印する場合(白地式)

甲は裏書の普通の方法にして第二の場合は歐米に於て所謂 Blank endorsement に當るものなり然れども白地式裏書は裏書の年月日場所裏書讓受人の氏名を記載せざる場合のみならず是等を記載するも裏書讓受人の氏名を記載すべき場所を空白にし残し置くときは亦白地裏書と謂ふを得べし

白地式裏書にて讓受たる手形は無記名式にて振出したる手形初より受取人を定めざる持參人拂手形と同一く單に交付のみを以て之を讓渡すことを得然れども之を無記名式手形と同視するを得ざるなり何となれば白地式にありて

記名式

代理式

は之か所持人たる者後に再ひ之を記名式に變し又は指圖式に變するも隨意なれども之に反して無記名式手形にありては始終其式を變更することを得ず交付によりて得たるものは又交付によりて之を轉讓せざるを得ざればなり

右の外裏書の種類尙三あり記名式代理式擔保式是なり

記名式とは單に記名したる人に仕拂ふべしと命令したる裏書なり然れども記名式にありても記名したる人の外他人に仕拂ふを許さずとの反對の明記なきときは無論裏書を以て之を他人に轉付することを得べし又反對の明記ある場合にありても手形の性質上全く他人に移轉することを得ざるに非ず只反對の明記あるに係らず之を裏書讓渡したるときは之か爲め其明記したる人の責任を免ずるのみ

代理式とは委任若くは代理の爲めに裏書することを附記するものにして其裏書は通常手形の所有權を讓渡たるに非ず只讓渡人の權利及び義務を讓渡すものにして讓受人をして手形金額の支拂を請求し若くは拒證書作成償還請求其他手形上の行爲を爲すの權を讓渡したるものと見做すべきなり



担保式とは裏書に質入若くは寄託の旨を附記するものにして手形を債務の担保品として債権者に供する場合を云ふ故に譲受人は其主たる債権の辨済を受けざる場合の外眞の裏書譲渡を爲し之を他人に移轉するの權なきものとす手形の裏書を爲したるときに記帳式は指圖式記名式白地式にありては

論

論 担保式

右の如く仕譯して記帳すれども代理式及び担保式にありては手形の所有權は未だ移轉せざるか故に簿記計算に關係を生ずることなし但し銀行に取立の爲め代理式裏書を爲し取立済の上は直ちに當座預金に編入すべき旨を申送り且つ其手形の即日支拂はるべきものなるときは其裏書と同時に左の如く仕譯して記帳すること往々あり

論

論 担保式

論 担保式

(三) 引受<sup>△</sup> 爲替手形の所持人は其手形に別段の記載なきときは満期日前に引受の爲め支拂人に之を呈示することを得然れども引受の爲め呈示せざるべからざるの義務なく又之を呈示するに一定の期間あることなく振出日より満

期日に至るまでは何時にても之を呈示することを得るものとす蓋し引受の爲めの呈示は仕拂人が振出人の仕拂委任を引受くるや否やを知るにあり故に若し之を引受るときは支拂人は手形義務者の一人となるのみならず主たる義務を負担するに至るものとす之に反して若し之を拒みたるときは所持人は引受拒證書を作成し之と同時に満期日に至らざるも手形義務者に對して担保の請求を爲すの權を得るものなり

手形所持人は引受の爲め手形を呈示するの權利あるも之を呈示せざる可からざるの義務なきは前述せしか如しと雖も左の二個の場合に於ては必ず之を呈示するの義務あるものとし之を怠りたる時は償還請求の權を失ふものとす  
(甲) 振出人か所持人に引受の爲め呈示すべき旨を手形に記入したる場合  
(乙) 一覽後定期拂手形の場合、一覽後定期拂手形は之を呈示するに依て始めて満期日たるべき期日を知るに至る故に遅くとも振出の日附後二ヶ年以内に引受の爲め支拂人に呈示すべきものとす但し特に二ヶ年より短き期間の記載あるときは所持人は其記載に従はざるべからず



引受の方式 三種あり

- (甲) 引受の旨を記載して其日附を掲げ仕拂人之に署名捺印する場合
- (乙) 引受の旨を記載せずして其日附のみを掲げ仕拂人之に署名捺印する場合

(丙) 引受の旨をも其日附をも掲げず仕拂人單に署名捺印する場合(但し一覽後定期拂手形の引受には必ず其日附を要す)

約束手形の振出人に對して手形權利を保全するには引受をも支拂の爲めの呈示をも拒證書の作成をも要することなし然れども一覽後定期拂の約束手形又は他所拂人を掲けたる約束手形に在りては此限りに非ず爲換手形の引受をなしたるときこの記帳法は左の如し

(借) 人名(振出人) (貸) 中簿出金

約束手形にありては振出の際既に記帳するか故に別段記帳を要せず

(四) 榮譽引受 榮譽引受とは爲換手形の引受けられざるとき第三者か仕拂人の榮譽の爲め其仕拂を引受くるを云ふ此場合に於ける第三者は即ち参加人

引受の記帳式

榮譽引受

と稱せらるゝものなり榮譽引受をなす参加人に二種あり一は豫め名指されたる者にして之を豫備仕拂人と云ひ一は爲換手形か引受られざるとき第三者の自ら進んで引受をなす者はなり

豫備仕拂人を設くるは振出人又は裏書人の随意なり之か設あるときは所持人は其手形の引受られざる場合に引受拒證書と共に遲滞なく之を引受の爲め豫備仕拂人に呈示すべく若し之を怠るときは擔保の請求權を失ふものとす豫備仕拂人にして引受を拒みたるときは所持人は更に引受拒證書を作成するを要す豫備仕拂人に非る参加人の引受は所持人之を承諾する否とは全く其随意なり故に所持人は其承諾せざる理由を説明せずして引受を拒絶するを得べきなり

参加人榮譽引受をなすときは拒證書の費用を辨償して其拒證書の交付を得晚くとも拒證書作成の翌日受榮譽者に榮譽引受をなしたる旨を通知して拒證書を送付すべきものとす若し之を怠るときは之より生ずる損害の責に任せざるべからず拒證書を得たる受榮譽者及び其前者は更に其前者に對して擔保を



請求し得べきなり

榮譽引受は参加人爲換手形に其旨を記載して署名捺印し且拒證書若くは其附箋に之を記載することを要す

他人の爲め榮譽引受を爲したるときは其義務は間接にして仕拂人か期日に至り支拂はざる場合に始めて仕拂ふものなれば其手形は別に簿記計算に關係を生せずと雖も其拒證書費用の辨償は素より之を記帳せざる可からず即ち左の如し

(借) 榮譽引受立替金(若し他に相應の勘定あるときは其勘定を用ふ)

(貸) 現金

右榮譽引受立替金勘定に記入したる金額の處理方法は榮譽仕拂の下に之を説明せん

(五) 保証 手形に保証をなすや其方法の異なるに従て其書式一樣ならず其手形面に於てするときには手形義務者署名捺印の傍に右保證人何某印と記するを通例とするも單に署名捺印のみを以ても亦足れりとす其別の書面を以てす

保証

記帳式

るときは署名捺印ある陳述書を以てし其陳述書には其保證せんとする手形を明瞭に指示せんとを要す故に其手形の謄本を作り之に保證の陳述をなすか如きは最も完全なる方法と謂ふべきなり但し保證をなすに陳述書を以てする場合には一書面を以て數通の手形を全時に保證し又將來に生ずる手形義務に對しても同時に保證を與ふるとを得べきなり

手形上の保證は通常所謂保證と大に異なり保證者は被保證者とは常に同一の義務を負担するものなり(但し反對を明示したるときは此限りに非ず)故に二名の振出人により發行せられたる手形は其二名は連帶して義務を負担すべきは當然なるも今其保證人あるときは亦振出人と全一の義務を負ふものなるにより其實初めより三名の振出人により發行せられたるものと等し引受人裏書人の保證の場合亦全し

加之ならず手形保證人の義務は特立のものにして被保證人無能力者たる場合に於ても亦擬造の手形にして被保證人假設の場合に於ても保證人たるものは手形上の義務を免ることを得ざるを法とす



手形に保證を爲したるときは直接義務者に非るか故に其簿記計算に關係を生せずと雖も其旨を日記帳及び是等の事項を記載する補助帳に記入し置くは素より良し

支拂

(六) 支拂<sup>△</sup> 手形の正當なる所持人は正當の期日及び場所に於て正當の手續を以て手形の支拂人に手形を呈示し其支拂を請求すべし正當なる期日とは即ち満期日を云ふ然れども満期日と仕拂日とは其意義必しも同一ならず例へば満期日か一般の休日に當るとき又は仕拂地に慣習の仕拂日あるとき坏は手形は満期日に至るも實際上仕拂はるべきものにあらざるか如し我商法は満期日か一般の休日に當るときは其後の業日を以て支拂日となし夫の歐米に行はるゝ恩惠日 *respite or days of Grace* は之を認めず正當の支拂場所とは手形文面に於ける仕拂地を云ふ特に支拂地を掲げざるときは支拂人の住所若くは營業場を以て支拂地となす

正當なる手續とは即ち商法第七百六十一條に規定する所にして支拂は受取證を記したる手形の交付と引換に非ざれば之を受くるとを得ず一分の支拂の

記帳式

場合に在りては手形に其支拂を記入し且其支拂に付ての別段の受取證を債務者に交付すべきを是なり

手形の支拂を受けたるときは左の如く仕譯をなし記帳すべし

借

貸

手形の支拂を爲したるときは

借

貸

榮譽支拂

(七) 榮譽支拂<sup>△△</sup> 榮譽支拂は榮譽引受と同しく之を爲す者に亦二種の區別あり即ち豫備支拂人并に参加人は是なり豫備支拂人の記載ある場合に手形支拂はれざるときは所持人は拒證書作成の後直ちに手形を豫備支拂人に呈示すべし若し之を怠るときは其受譽者并に其後者に對して償還請求權を失ふ

手形の支拂はれざるに當り第三者の自ら進んで支拂をなすものあるときは所持人は必ず之を承諾せざるべからず引受の場合に於けるか如く隨意に之を拒絶するを得ず蓋し手形の最終の目的は支拂にあるを以てなり故に若し所持人之を拒むときは受譽者并に其後者に對して償還請求權を失ふものとす



榮譽支拂人か手形の呈示を受け支拂を爲したるときは受榮譽者の後者は之に由て全く其責任を免るゝものとす若し之か支拂をなさゝるときは所持人は支拂拒證書又は其附箋に其旨を記載し受榮譽者の前後に拘らずして償還請求を爲し得べきなり

榮譽支拂人の仕拂をなしたるときは所持人は拒證書の費用の辨償を受けたる後拒證書又は其附箋に榮譽支拂の旨を記載し手形と共に之を榮譽仕拂人に交付すべきものとす榮譽支拂人は之により所持人の権利を承継し受榮譽者并に其前者に對し償還請求を爲し得べきなり

記帳式

榮譽支拂を爲したるときは左の如く仕譯をなし記帳すべし

榮譽仕拂 (拒證書の費用の辨償) 現金

榮譽引受を爲し繼て又榮譽支拂を爲したるときは先づ

榮譽仕拂 (金上) 榮譽引受立替金

と振替をなし次て

榮譽仕拂 (金上) 現金

償還請求

と仕譯を爲すべし

(八) 償還請求 手形の償還請求は満期日に至り支拂人の支拂を爲さざりし時又は引受人か其資力確ならざるに至り担保の請求をなすも充分なる担保を供せざる場合手形権利者の振出人裏書人或は引受人に對して爲す所のものにして其之を爲すは手形金額の支拂を要求するものにわらずして手形の故障ありし爲め生したる損害の賠償を求むるものなり去れば償還請求は獨り手形金額のみならず不拂に依て生したる一切の費用即ち手形金額に對し満期日より起算したる年百分の利息拒證書の費用其他必要なる立替金を請求するものとす

所持人か償還請求をなさんには必ず左の種々の手續を要す

イ、所持人は仕拂の爲め手形を満期日に呈示せざるべからず

ロ、満期日の次の業日に仕拂拒證書を作成せざるべからず(拒證書作成の義務を免除せられたる場合は例外)

ハ、拒證書作成の翌日償還請求義務者に對し書面を以て其請求及び仕拂



拒證書作成の通知をなすを要す(裏書人か其前者に對し更に償還請求をなさんには其通知を受けたる日の翌日に於てすべし)

ニ、所持人が償還請求をなすに當りては其義務者に對し償還計算書を送付するを要す蓋し義務者か更に前者に對して償還請求をなすには其計算書により之を證明するの必要あるを以てなり

所持人が手形の償還請求をなし義務者より支拂を受けたるときは左の如く記帳す

油金

借口

取戻手形

列子

借戻手形(取戻手形)の借戻手形(取戻手形)の借戻手形(取戻手形)

拒證書

(九) 拒證書 拒證書に三種の別あり曰く引受拒證書、仕拂拒證書、擔保要求拒證書是なり拒證書に關しては商法第七百九十条乃至第七百九十八條に規定する所に於て其大略は前段既に之を説けり故に更に之を再説せず

戻爲換

(十) 戻爲換手形 手形の償還請求権を有する者は償還請求をなすに代へて戻爲換手形を作り義務者に宛之を振出すことを得、戻爲換手形を振出すには之に仕拂の拒まれたる本爲換手形並に其支拂拒證書及び償還計算書を添付すべきものとす、戻爲換手形を支拂ひたるものは其前者の中一人に宛更に戻爲換手形を振出すことを得

戻爲換手形は其体裁普通の爲換手形と毫も異なることなく其流通上の關係より云ふも亦同し

已、小切手 Cheques.

小切手

小切手は商人が銀行へ當座預金を爲し之を引出すが爲め振出すものにして銀行をして記名せられたる人又は指圖せられたる人若くは所持人に呈示を受け次第(一覽拂其記載金額を支拂はしむる所の信用證券なり)

商業の機關備はり信用發達せる今日に於ては商賣の取引は現金を以て爲すこと甚だ稀にして多くは信用を利用し手形の流通盛なると共に商人の銀行と當座預金の勘定を開き總ての支拂に小切手を用ゆる者實に夥しとなすなり、今



振出

左に小切手の振出引受、支拂等に就て述べむ

(一) 振出 小切手は左の要件を具備して振出さるゝを要す

- イ、振出の年月日 小切手には必ず其實際振出したる年月日を記載せざるべからず之に虚偽の日附を爲すを許さず若し日附なき小切手若くは虚偽の日附を爲したる小切手を振出したる者あるときは其小切手は之を無効とするを得ざるも其振出人は小切手金額の百分十の過料に處せらるゝことあるべし蓋し振出の年月日を記載するは支拂の爲め呈示期間を知り又其時効の起算點等を知るの必要あるに依るなり
- ロ、振出人の署名捺印
- ハ、支拂人の氏名
- ニ、小切手金額
- ホ、支拂依頼の文言

一五二

裏書 引受

(二) 裏書、小切手の裏書讓渡の方法は手形と異なることなし

(三) 引受、支拂人(銀行)は小切手に引受を爲すの義務なし然れども引受をなすは其随意なり若し引受を爲すときは其旨を小切手に記載すべし所持人は引

第 壹 號

當座小切手

五圓

渡先 祖山商店

一金參百貳拾圓也

右金額名指人又ハ此小切手持

參人へ御拂渡可被成候也

明治三十年 六月十五日

佐野商店 印

何々銀行御中

第 壹 號	明 治 三 十 年 六 月 十 五 日
先 渡	祖 山 商 店
額 金	金 參 百 貳 拾 圓 也

一五三



仕拂

受の爲め呈示するの権利なし故に引受の爲め呈示し其拒まれたるときと雖も拒證書を作成し又は擔保を請求するの權なし

(四) 支拂、支拂人が小切手を支拂ふときは所持人をして之に請取證を記せしめ之が交付を求むるの權あり而して其受取證には必ず日附を記さしむべし小切手の受取人は正當の期日内に於て之が支拂を請求せざる可からず若し之を怠るときは償還請求權を失ふ正當の期間とは其小切手の振出地と支拂地とを異にするると否とに由て同しからず若し振出地と支拂地と同一なるときは日附後五日以内に於てし若し異なるときは十日以内に支拂の爲め之を呈示すべきなり小切手支拂はれざるときは所持人は拒證書の作成を要せず又之を通知することなくして裏書人振出人に對して之が償還請求を爲し得へし

償還請求

(五) 償還請求、小切手は呈示の上にて支拂はれざるときは同地内に於ては日附後十日以内又振出地と支拂地と同しからざる場合に於ては二十日以内に所持人は裏書人若くは振出人に對し裏書人は其前者若くは振出人に對して償還請求權を有す然れども裏書讓渡人の償還請求に應じたる者更に其前者に對

記帳式

して之を請求せむには其請求に應じたる翌日之を爲すときは右の期間を経過することあるも其償還請求は有效なりとす蓋し裏書人數人ありて順次請求を爲すに於ては勢ひ多くの日數を要し僅々數日に限るときは裏書人は自己の過失なくして其權利を失ふに至るの恐あるを以てなり然而して振出人か若し信用を有せず又は信用を消盡し若くは支拂依頼を取消したる等の場合に於ては期間の滿了後と雖も償還請求權を行ふことを得べし蓋し期間を経過せば義務なしとするに於ては其小切手の支拂はれざること元來自己の所爲に基因するにも拘らず振出人は却て之が爲め利益を得るに至るが如き不都合なる場合を生ずるに至るを以てなり

借右小切手に就て大体の説明を與へたれば今や其受授に付記帳法を明かにせむ

(一) 小切手を振出したるときは當座預金を其丈引出すものなれば左の如く

仕譯す

(借)

(貸) 當座預金



(二) 小切手を受取りたる場合には之を現金と見做し左の如く仕譯す(第一編第三章参照)

(時) 出 令 (時) 出 令

但し若し直ちに之を銀行に預け當座預金に振込むときは直ちに當座預金を借とし現金なる勘定を用ゆることなし

(時) 時限出令 (時) 出 令

(三) 既に受取りたる小切手を他人に譲渡したるときは現金を仕拂ひたると同しくす

(時) 出 令 (時) 出 令

(四) 受取りたる小切手を銀行に差付け正金の仕拂を受けたるときは記帳するに及はず何となれば小切手は受入と同時に現金として記帳したればなり

(五) 不拂小切手の償還請求を爲し現金の仕拂を受けたるときも亦右と同一の理由により新たに仕譯を要することなし但し利子を申受けたるときは左の如く仕譯して其額丈を記入す

(時) 出 令 (時) 出 令

其二 物品を代表スル信用證券

甲 庫預り證書 Warrants.

物品代表  
證券  
庫預り券

庫預り證書は貨物を倉庫會社に寄託し之に對して申受くる所の信用證券にして倉庫會社に於ては之と引換に貨物を引渡すべきことを約束するものなり而して庫預り證書は裏書を以て之を他人に譲渡すとを得之か譲受人は其代表する所の商品の所有者となるものなり

抑々倉庫會社の業務は手數料を取り貨物の寄託を引受くる所の營業にして商業上最も緊要なるもの、一なり蓋し生産の業發達し賣買取引頻繁を加ふるや市場に集散する所の貨物は愈々其數量を増加し隨て大倉庫を控へ之が保管を引受くるを以て營業と爲す者を要するに至るは自然の勢にして今日商業の盛なる都會其設立を見ざるもの甚だ稀なり故に庫預證書は商賣上頗る緊要なる證券なりとす今其雜形を掲げむ



貨物預證券

第 號

寄託主

總目録	
平均量	
寄託ノ	
期限	明治 年 月 日
摘要	料管保 評價金百圓ニ付一日

右之貨物左ノ約條ニ從ヒ正ニ預リ候寄託主又ハ其指圖人へ此證券引換ニ可相渡候也

明治 年 月 日 日本倉庫株式會社

一 預リタル貨物ニ對シ當會社ニ於テ損失ノ責ニ任スルハ雨漏、竊盜、紛失ノ場合ニ限ル  
 一 貨物入庫中萬一天災地變一揆兵亂強盜等拒クヘカラサル災厄ニ罹リタル損傷又ハ鼠咬虫入其他貨物ノ性質季候ノ變遷ニ依リ生シタル減量等ノ損害アルモ當會社ハ其責ニ任セス  
 一 貨物ノ全部又ハ其幾部ヲ出庫セントキハ先ツ保管料、藏敷料等其立替金アルトキハ之ヲ仕拂ヒ此證券裏面相當ノ欄ニ記入サントシ但當會社ニ於テ預リ證券呈示者ノ眞偽ヲ調査スルノ義務ナキモノトス  
 一 預リ證券ノ持參人ハ營業時間中何時ニモ貨物ヲ一覽シ又ハ檢査スルコトヲ得但數量檢査其他手數ヲ要スル爲メノ諸費用ハ凡テ預リ證券持參人ノ負擔トス  
 一 貨物預リ期限ニ至リ當會社ノ承諾ヲ得テ預リ證券ヲナストキハ更ニ預リ證券ヲ書換ヘテ其期限ヲ約スルコトヲ得若シ期限ニ至リ出庫セザルカ又ハ預リ證券ヲ手續キナサルトキハ期限後ハ二倍ノ保管料及藏敷料ヲ申受クヘシ  
 一 貨物保管中損傷シ或ハ損傷セントスル恐アルトキハ寄託主ニ通知シテ發シ又ハ其居所不明ナル場合ハ新聞紙ニ廣告シテ其出庫ヲ促シ然ルモ猶出庫ナサス爲メニ倉庫及他ノ貨物ニ損害ヲ生シタルトキハ寄託主ノ承諾ヲ得テ之ヲ償ヒ且ツ諸費用ヲ負擔セシムルハ勿論寄託主ノ承諾ヲ俟タズ其貨物ヲ公賣ニ付スコトアルヘシ  
 一 已ニ公賣シタル上ハ其代金ノ内ヨリ保管料藏敷料廣告料等一切ノ費用ヲ引去餘金アレバ之ヲ當會社ニ預リ置キ寄託主ノ申出ヲ待テ之ヲ還付スル場合ニ於テハ其預リ證券ノ利息ヲ付セズ  
 一 公賣ニ付シタル場合ニ於テハ其預リ證券ノ効力ハ消滅ス  
 一 貨物ノ出入運搬數量檢査等ノ爲メニ要スル諸費用ハ其都度寄託主ニ於テ之ヲ仕拂フモノトス  
 一 預リ證券所持人ニ於テ預リ證券ヲ燒失シ又ハ紛失シタルトキハ民事訴訟法ノ規定ニ依リ管轄區裁判所ニ公示催告ノ申立ヲナシ且ツ當會社ニ届出ツヘシ當會社ハ右區裁判所ノ除權判決ヲ待テ新證券ヲ交付スヘシ此場合ニ於テノ費用ハ凡テ預リ證券所持人ノ負擔トス但當會社ハ相當ト認ムル見積代金ヲ差入ルトキハ其貨物ヲ出庫セシムルコトアルヘシ  
 一 此預リ證券ハ裏書ヲ以テ渡讓渡チナスコトヲ得  
 一 此證券ノ貨物ニ對シ當會社ニ於テ火災保險株式會社ノ火災保險ニ付シタル金高左ノ通

取		受		内	
明治 年 月 日	受取タル年月日	明治 年 月 日	受取タル個數	明治 年 月 日	受取人氏名印
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	
明治 年 月 日		明治 年 月 日		明治 年 月 日	

買		讓		與	
明治 年 月 日	被下候也	此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	被下候也
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	
明治 年 月 日		此證券ノ貨物	殿又ハ其指圖人ニ御渡可	明治 年 月 日	

此證券ノ貨物悉皆正ニ受取候也  
 明治 年 月 日



商品を倉庫會社に寄託したる場合には單に其場所を換へたるのみにして其所有權に變動なし故に簿記計算に何等の關係を生せず只日記帳及び補助帳に其旨を記し置けば以て足れりとす然れども倉敷料を支拂ひたるときは當然其金額を記帳せざるべからず即ち

無簿並

出金

と仕譯して記帳す庫敷料は其都度之を支拂ふこともあれども絶へず倉庫會社と引合をなす商店にありては月々若くは或る定日を期して支拂ふこと通例なり

庫預り證書を他人に譲渡したるときは商品を賣渡したるときと全しく左の如く仕譯して記帳す

出金

庫預り證券は屢々借入金金の擔保として銀行杯に預け入るゝことあり此場合には單に

現金

抵當借入金

と仕譯して記帳するのみ

銀行と倉庫會社と氣脈を通し倉庫會社より貨物預け主に二葉の證券を交付し其一枚を裏書讓渡の用に供し他の一枚を借入金擔保の用に供せしむる場合に於て預け主若し其一葉を擔保として銀行に差入れ例へは壹千圓の金員を引出し他の一葉を以て商品を壹千貳百圓に賣渡したるときは賣主は其差たる貳百圓を買主より受取銀行に對する自己の債務を買主に移轉し買主に於て物品を倉庫會社より引出さんとするとき其壹千圓を銀行に返却し引換に擔保の爲め預け入れたる證券を受取り自己所有の分と共に之を倉庫會社に致せば倉庫會社は二枚の證券と引換に貨物を引渡すものとす斯くの如き場合に於ける賣主の記帳式左の如し

現金 1000 抵當借入金 1000

現金 200 商品 1200

抵當借入金 1000

乙 運送狀及び船荷證書 Carriers Receipts & Bills of Lading











金錢貸借  
普通貸借

の法は其宜しきを得たるものに非ず宜しく其性質を斟酌して計算すべし

第二種 金錢貸借  
第一 普通貸借 Loan

是れ普通に金錢を貸し又は借るとにして單に商業上のみに限らざるものなり而して普通貸借の債權債務は當事者間にのみ成立するものにして双方の合意なくんば決して之を他人に譲渡すとを得ざるものとす故に普通貸借を表する所の借入金證書 Bill of Sale は之を賣買讓與するを能はざるを法とす

貸金付及  
借入金

帳簿上普通の借金は貸付金及び借用金なる科目を以て之を處理す又之を各人名を以て小別し何某貸付金及び何某借用金となし或は又其無利息無抵當のもの之を有利有抵當のものと區別するともあり一定の規則に従ひ難し

期限過貸  
付金  
滞貸金

貸付金の既に期限を経過するも未だ辨濟を受けざるものは之を期限過貸付金 Debt over due と稱し又辨濟の見込確ならざるものは之を滞貸金 Doubtful debt と稱す即ち貸付金の期限過きて辨濟なきものは

期限過貸付金

貸付金

と振替をなし更に屢々催告するも其支拂の見込疑はしきものは

滞貸金

期限過貸付金

と振替をなし愈々不拂と定まりたるときは

滞貸金

滞貸金

として之を損失に編入す但し滞貸金に對し準備金を有し夫より之を填充したるときは

滞貸積立金

滞貸金

と仕譯して記入するものとす(積立金とは後段之を説明すべし)

然れども普通行ふ所の方法は上記の如く貸付金期限過貸付金滞貸金損益と四段の仕譯をなさず期限過貸付金なる科目を設けずに貸付金の疑はしきものは直ちに滞貸金勘定に振替へ夫より損益勘定に振替を爲すを例とするか如し

第二 帳簿上の貸借 Book Credit

帳簿上の貸借とは日常營業取引上より生ずる貸借即ち賣掛代金立替金の類を指すものにして別に證書を差入ることなく只帳簿上に其貸借を記載する

帳簿上の  
貸借



のみ其普通貸借と異なるは第一普通貸借は通常期限を有し證書を差入れども  
(時貸は例外)帳簿上の貸借は一二の場合を除くの外大抵期限を定めず又借入金  
證書を認むることなし第二帳簿上の貸借は其貸借の差引自由なれども普通貸  
借にありては特に合意を以て相殺を爲すときの外差引勘定をなすことを得ず  
第三普通貸借と帳簿上の貸借とは法律上の効力を異にす例へは前者の出訴期  
限時効は遙かに後者より長きか如し

右述ふるか如く帳簿上の貸借は普通貸借とは全く其性質を異にするか故に  
簿記に於ても明かに之を區別するを要す即ち帳簿上の貸借は必ず人名勘定を  
設けて之を處理し決して貸付金借用金杯の科目に編入すべからず

人名勘定 Personal Accounts とは讀て字の如く當方と帳簿上貸借の關係を有す  
る人名の勘定なり即ち其借方には當方の權利及び當方より返済したる高を記  
入し其貸方には當方の義務及び當方へ返済し來りたる高を記載するものなり  
而して此勘定は一人宛元帳面に口座を設け各人に就き當方との貸借關係を明  
かにするを通例とすと雖取引先非常に多數にして人名勘定の口座數十乃至數

百の多きに亘るときは之を總括して一座となし諸向貸借勘定 Sundry Debtors and  
Creditors A/c なる一座の下に全体の貸借を計算することあり然れども斯の如く  
するときは其貸借双方を比較して我負債と權利との差額を知るを得るのみに  
して取引先各人との貸借を一々知ること能はざるか故に別に之を記録すべき  
補助帳を備へんことを要す又諸向貸借を諸向貸勘定 Sundry Creditors A/c 及び諸  
向借勘定 Sundry Debtors A/c の二勘定に分ち諸向貸勘定には當方の負債高を其貸  
方に記入し當方より返済したるときは其高を借方に記入し諸向借勘定には當  
方の權利高を其借方に記入し當方へ返済し來りたる時は其高を其貸方に記入  
し以て貸借の殘高を明瞭ならしむるの方法を採ることもありとす

第三 預け預り金 Deposit(mutuum)

金錢の預け預りは物品の場合と異なり其所有權直ちに借主に歸するは第一  
學期に於て既に述べたるが如し故に其預け預りは當然簿記計算に關係を生ず  
るものとす

他人より金錢を預りたるときは預り金勘定を開き之に記入すること左の如



當座預金

定期預金

特別預金

し

(借) 現金

(貸) 預り金

預け金中主なるものは銀行預け金にして當座預金 Current account 定期預金 Deposit on term 特別預金 Special Deposit 等あり當座預金とは何時にても要求次第受取り得へき約定にて預くるものにして定まりたる期限なきものを云ひ定期預金とは預けたる日より三ヶ月とか六ヶ月とか又は一ケ年とか定まりたる期限にて預くるものにして其期限内に引出すこと能はざるものを云ひ特別預金とは特別の約束を以て預くるものを云ふ特別預金の一種に通知預金なるものあり其は別に期限を定めず(定むることもあり)入用の時は豫め五日乃至七日前に通知して引出すものを云ふ

右何れの種類を問はず總て預け金をなしたるときは現金を貸方に預金を借方に仕譯引出したるときは預金を貸方に現金を借方に仕譯すること勿論なり而して若し當座預金を定期預金に變する等の場合に於ては直ちに振替を爲すこと左の如し

資本金

第四 資本 Capital

(借) 定期預金

(貸) 當座預金

營業に資本を投し之より生ずる損益を負担する者之を資本主と云ふ資本主と營業方とは常に其資格を異にするが故に其人を異にせる場合は勿論同人なる場合に於ても之を混同せざるを要す

右述ぶるか如くなるか故に營業の資本は資本主に對する一種の負債と見るべきものにして營業に元入を爲したるときは其元入したる物件を借とし資本主を貸とするを法とす然れども資本主なる者は營業より生ずる總ての損益を負担する人なるか故に利益の一部を割て設けたる積立金勘定の如きも亦資本主勘定の一なるや明かなり去れば元入の高のみを記入する勘定を稱して資本主勘定と云ふは不可なり是に於て乎或簿記學者は資本主勘定の代りに資本勘定なるものを設け之に元入高を記入し帳簿面に特に資本主勘定なる名目を設けざるの法を採れり至極尤もの説と謂ふへし

今や個入及び會社の營業に元入したる場合の記帳法を説かん

記帳式



個人

一個商人の場合に於ては其元入したる物件を借とし資本金勘定を貸とす例へは現金五千圓及び商品參千圓を以て營業を開始したる時は左の如し

借 口 資本金 2,8000-

現 金 2,5000-

商 品 3000-

合名會社

合名會社の場合に於ても亦同じ但し各社員の出資額を別々に元帳面に表はさむには右資本金勘定を分割して各社員に付一々其口座を開くを要す即ち甲乙丙の三名合名會社を組織し甲參千圓乙貳千圓丙參千圓を出資し前例の物件を以て營業を開始したるときは左の如く仕譯して記帳す

借 口 社 員 甲 2,3000-

現 金 2,5000-

商 品 2,3000-

社 員 乙 2,000-

社 員 丙 3,000-

社 員 丁 1,000-

而して若し勞力を出資としたる社員丁あるときは其勞力を評價し右の外更に之を加へて

借 口 社 員 丁 1,000-

現 金 2,5000-

商 品 3,000-

勞 力 出 資 1,000-

社 員 甲 2,3000-

社 員 乙 2,000-

社 員 丙 3,000-

社 員 丁 1,000-

斯の如く仕譯記入するか若くは勞力出資勘定の代りに勞力出資者たる社員丁に債を負はしむへし勞力出資は之を記帳せずとも可なるか如しと雖も若し之を記帳し置かざるときは期末結算を爲し利益金配當の際不都合を感ずること

丁に債を負はしむへし勞力出資は之を記帳せずとも可なるか如しと雖も若し之を記帳し置かざるときは期末結算を爲し利益金配當の際不都合を感ずること



合資會社

どあるのみならず帳簿上會社契約を明示すること能はざるか故に宜しからず) 合資會社の場合に於ては勞力の出資を認めざるが故に其記帳式は毎に合名會社の勞力出資なき場合と等し

株式會社

株式會社の場合に於ては資本金勘定の代りに株金勘定なる名稱を用ゆ而して株金の拂込は通常一時に之を爲さるるか故に未拂株金なる勘定を生ずるに至る即ち株金の一部を拂込みたる場合には

課口

現金 ¥ 50,000-

未拂株金 ¥ 100,000-

株金 ¥ 150,000-

右の如く仕譯し其後拂込の都度現金借(未拂株金貸)と仕譯して漸次未拂株金の勘定を償却するものなり即ち全体の拂込を了れば未拂株金勘定の貸借は相平均して其結果左の如くなるべし

現金 ¥ 150,000

株金 ¥ 150,000-

株式會社は廣く其株金を公衆より募集するものなるか故に通例多人數の株主より成立し其株式は亦賣買譲與せらるゝこと多し去れば元帳面に各株主の名義を列擧するは到底爲し能はざる業なるか故に別に補助簿を設けて之を記録し元帳面には之を總括して唯株金なる一勘定を設くるを法則とす(合名會社及び合資會社の場合に在りても數多の社員より成立するときは斯の如くすれば便利なれども是等の會社は通例少數の知人間に成立し株式會社の如く多數の公衆より資本を募るものに非ず又其出資額は濫りに賣買譲與すること能はざるものなるか故に一々社員名義を元帳面に表はすも決して困難の業に非るべし)

支店

本店と支店と別に會計を立つる場合に本店より資本の一部を割きて之を支店の資本金と爲すときは支店の會計より見れば其資本金は本店に對する負債にして本店より見れば一の貸金なり例へば本店の張簿にありては

現金 ¥ 150,000- 資本金(又ハ株金) ¥ 150,000-

支店元金 ¥ 20,000- 現金 ¥ 20,000-



支店の帖簿にありては

借 金 20,000— 資本金 20,000—

の如し然而して結算期に至り雙方の結算尻を取纏めて全体の計算を爲すときは雙方の貸借相平均すること下の如し

借 金	150,000—	資本金(又、株金)	150,000—
支店元金	20,000—	現 金	20,000—
借 金	20,000—	資本金	20,000—

期末結算の場合に於ける記入式

一、純益ありたる場合、一個商人及び合名會社の場合に於て純益は之を資本中に編入し次期の元入と爲すの法を採るときは

借 前 資本金

と仕譯して記帳すべきも若し帳簿上資本金勘定の金額を動かすことなく純益は之を別途に仕向くるときは左の如く仕譯すべし

借 前 借 金

期末結算  
記帳式  
純益

純損

合資會社及び株式會社に於ては資本金は營業開始の際之を登記するものにして濫りに之を増減す可からず營業より得たる純益は之を配當するものなり故に其記帳式は左の如し

借 前 借 前

而して愈々現金を以て配當金を拂渡したるときは左の如く仕譯して記帳するものとす

借 前 借 前

二、損失ありたる場合、一箇商人及び合名會社に於て損失は之を資本金額中より控除するの法を採るときは純益ありたるときと反對にて

借 前 借 前

と記帳し若し資本金額を動かすことなく損失は次期の利益を以て之を補填すべきときは

借 前 借 前

と記帳し置き愈々次期に至り之を填め合はすときは損益(借、欠損貸)と仕譯して

借 前 借 前

借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳  
借、仕訳

借 前 借 前

一七七  
一七八



記帳するなり

合資會社及び株式會社の場合に在りては資本金を減少すること能はざるか故に必ずや

欠損

損益

と記帳し置き後の利益を以て其欠損を補填すべきものとす

備考、商法第五十三條（合資會社）利息又ハ配當金ハ會社資本額カ損失ニヨ

リテ減少シタル間ハ之ヲ社員ニ拂渡スコトヲ得ズ

同 第二百十九條（株式會社）利息又ハ配當金ハ損失ニヨリテ減シタル

資本ヲ填補シ及ヒ規定ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非レバ之ヲ分配スルコトヲ得ズ

積立金

第五 積立金 Reserve Funds.

凡て商業に於ては不時の損失貸金の貸斃れ家屋機械等破損の損失及び其修繕の出費等は一時に消却又は拂出すと能はざるものにして平時よりして準備金を設け置き不時の支出に供するを通例の慣習なり其方法は結算の際利益金の内より割合又は金額を定めて積立金として或金額を引去り之を積立金勘定

に繰込み記入するものなり即ち利益金の配當と化し又は他の勘定に繰込まるべき分を裂いて積立金勘定貸方に繰込み記入し置き他日此資金を以て損失又は臨時出費の消却に當てたるべき之を其勘定の借方に記入するものなり之を要するに積立金は資本金の一部に過ぎずして勘定上資本主に對する負債の一種なりと知るべきものなり皮想の見を以てすれば積立金と云へば特に現金を別封にして金庫に藏め置くか如く考へらるへしと雖ども勘定上準備若くは積立と稱するものは決して斯の如き手續に依るものにあらず只利益金として資本主が收得すべきものを積立金なる勘定に繰込み營業方に預り置き矢張資本金として運用利殖するものに過ぎず

備 考 5000-

積立金 2000-  
資本金(準備) 3000-

備考、商法第二百十九條第二項（株式會社）準備金カ資本ノ四分一ニ達スルマ

テハ毎年ノ利益ノ少ナクトモ二十分一ヲ準備金トシテ積置クヲ要ス

積立金勘定は其目的に因て名稱を異にす配當平均積立金、火難積立金、滯貸積

此は誤り  
しりは誤り  
りしは誤り



立金・家屋・家財・消却資金・機械・減損資金等是なり然れども配當平均若くは會社の信用を維持するの目的に出づるものは單に積立金と稱すると多きか如し

上來述へしか如く元來積立金の目的は損失の準備をなすに在りど雖ども強ち然らざるも凡て營業利益の幾分を配當もせず資本金勘定にも加へずして殘すものは其名稱の如何に係らず皆之を積立金と見做して可なり

未決算勘定

第六、未決算勘定又假勘定 Suspense a/c.

資産負債に屬するものにして其勘定の名稱を確定すると能はざるものは一時未決算勘定の内に繰入れ之を處理す即ち假拂金・假受金・滯貸金の如きは此類の勘定なり尤も總勘定元帳面に於て是等の勘定を未決算勘定となさずして別々に設けるとあれども其性質を尋ねれば結局皆適當の勘定に振替らるべきものなり

又利子諸手数料其他損益に屬する諸勘定にして結算の際多少は既に積もり居れども其收支未だ濟まざるものあるときは之を實際收支したるか如くに取扱ひ其當時の損益を明瞭にするを要するとあり是等の假設的の損益はもと物

件を受授したるにわらす當受取へき權利又は支拂ふへき義務を示すを以て足れりとするものなり此權利義務即ち資産負債は之を未決算勘定に組み込みて次期に繰越すべきものとす然して前期に於て未決算勘定に編入したるものを次期に於て實際收支するときは再び元の勘定に記入するに及はず既に設けられたる未決算勘定に於て直ちに始末すべきことを注意せざるへからず



### 第一類 損益に屬する勘定

財産増減の原因たるべきものを示す所の勘定之を損益の勘定と云ふ損益に屬する事項は之を大別するときは第一勤勞第二有價物の效用第三偶然不測の出來事の三種となる

勤勞

#### 第一 勤勞

茲に所謂勤勞とは極めて廣き意義を有するものにして精神上及び力役上の區別なく總て人の犠牲を總稱す此種に屬する勘定科目は手数料 Commission 給料 Wages 等なり

有價物の效用

#### 第二 有價物の效用

有價物の效用とは金錢物品不動産の效用を云ふ利子 Interest 打歩 Premium 割引料 Discount 等は金錢の效用より生ずる勘定科目にして損料消耗品費の如きは物品の效用より來り地代借家料 Rent 庫敷料 storage の如きは不動産の效用より來る所の勘定科目なり

不測の出來事

#### 第三 不測の出來事

不測の出來事とは天災地變盜難其他貸倒れ相場の変動等總て偶然不意の出來事を云ふ是等の損益は其起りたると同時に直ちに損益勘定 Loss and Gain A/c を開き之に記入するを常とし天災勘定盜難勘定等の科目を設くることなし凡そ損益に屬する事項は大抵上記三類の一に當るか若くは其二以上を兼備するを常とす運賃 Freight の如きは即ち後者に屬するものなり然れども亦報國慈善の旨意に基くものなきに非ず租税の如きは即ち國家に對する人民の義務にして勤勞に對する報償若くは有價物の效用として論すべきものにあらす救貧金義捐金の如きは即ち慈善の旨趣に基くものなり

總て以上損益に屬する諸件は第一學期に於ても述べたるが如く一度價を生し交換の目的物と爲り其受授結了せざれば之を損益と爲すこと能はざるものとす例へは給料を前貸したる場合の如きは渡したるものは金錢にして受けたるものは勞力なりと雖も其勞力たるや未だ其受授を了らず只未來に於て之を受取る可き權利を享有したるのみ故に其授受結了前は權利にして損益に非ざ



るや明かなり然れども其額極めて小額なるときは未だ交換を了らざるも便宜上損益として取扱ふことあり又以上の諸件は交換の目的物と爲り既に其授受を結了するも若し其効果にして有形價と附着して現存し其價の一部を形成するときは之を直接の損益と謂ふ可らず例へば製作上支拂ひたる賃銀、燃料、物品買入の爲め費したる運賃諸掛り其他保険料の如きは物品原價の一部を成すものにして爲めに其價を増加するものなるが如し

抑々損益は財産増減の原因なるか故に簿記に於て損益に關する勘定を分類して勘定科目を定むるは頗る緊要なることにして之に依りて以て事業盛衰の由て來る所を知るを得るなり去れば其分類の適否巧拙は大に事業の消長に關係を有するものとす今其標準とすへき主なる點を列擧すれば左の如し

- 一、 由來を異にする損益は勘定を別にすへし
- 二、 損と費用とは成るべく之を區別すへし
- 三、 日常起る所のものと臨時に起る所のものとは之を區別すへし
- 四、 營業費用と家事費用とは之を混同すへからず

五、 事業總体に係る費用と特種の費用とは之を區別すへし

六、 物品の買入若くは製作に要せし費用にして其原價の一部たるべき性質を有するものは之を其物品原價に編入すべし然れども其賣却に要せし費用は之を其賣價より減却せず寧ろ別勘定として計算する方便なり  
以上述へし所は即ち之れ損益に關する勘定の性質及び其分類の標準を示したるなり今や終りに臨み尙一言記述すへきことあり何そや費用と雖も其功果を永遠に及ぼし且つ其金額大なるときは之を一種の資産として取扱ひ漸次之を消却するの手續を採る事是なり

例へば事業の性質に依り其創業に巨大の出費を要するものあり此出費は創業の際其全額を損失と爲すこと困難なるのみならず其性質上より見るも創業年度に於てのみ負担すべきものに非ず故に之を一種の資産と見做し年々其幾分を損失に振替へ殘餘を次年度に繰越し遞減消却するを得策とす

然れども元來損益勘定は結算の際之を處分し次期に繰越すべきものに非るが故に夫の利益を割いて積立金と爲す場合若くは前述創業費遞減消却等の場



合を除くの外決して之を次期に繰越すへからず特に株式會社及び有限責任の會社の事業にありては爲めに其資本を配當するか如き弊害を生ずることあり注意せざる可けんや

### 積送品委託品及び組合商品

#### 積送品

##### 第一、積送品

積送品とは手数料を與へ他の場所に在る已れの代理者をして我商品を賣捌かしむる爲め之を積送りたる場合に生ずる勘定科目にして通例某所積送品として代理者の住地を冠するを常とす若し同所に向け幾度も積送りを爲せば第一第二の番號を附して之を區別す而して其借方には商品の代價其他一切の諸入費を記入し其貸方には代理者より送り來る所の賣上計算書に據り賣上の手取金を記入し貸借双方の差は即ち損益を示すものとす積送品の未だ賣上済とならざるか若くは賣上済の報告に接せざるに當り結算を爲すときは其儘之を資産に編入するを法とす之を要するに積送品は商品勘定の一名にして只其差別は我手許に在ると我手許を離れて遠く積送られたるとの點にあるのみ今左に積送を爲せしより賣捌濟と爲りて仕切狀賣上計算書を受取りし迄の日記帳及び仕譯帳記入の例式を示さむ

#### 記帳式